

第 13 回岩手県政府調達苦情検討委員会

日時 平成 23 年 6 月 2 日（木）午後 3 時 30 分から

場所 岩手県庁 1 階 収用委員会委員室

次 第

1 開 会

2 会計管理者挨拶

3 協議事項

議案第 1 号 「政府調達に関する苦情の処理手続」の一部改正を求めることについて

議案第 2 号 「政府調達に関する苦情の処理手続細則」の一部改正を求めることについて

議案第 3 号 「苦情申立てを受理した場合の公示方法について」の一部改正について

議案第 4 号 「苦情の処理手続における様式について」の一部改正について

議案第 5 号 「委員会の文書番号、文書記号及び印について」の一部改正について

議案第 6 号 「傍聴要領」の一部改正について

4 報告事項

報告第 1 号 平成 22 年度の特定期調達契約状況について

報告第 2 号 平成 23 年度の特定期調達計画について

5 その他

6 閉 会

第 13 回岩手県政府調達苦情検討委員会名簿

1 委員

(五十音順・敬称略)

氏 名	職 名	備 考
おおわく まさ や 大和久 政 也	弁護士	委員長 職務代理者
しょうじ とも え 東海林 智 恵	弁護士	
なか の さとる 中 野 智	(財)岩手経済研究所地域経済調査部長	
みず かみ わたる 水 上 航	公認会計士	
みや もと ともみ 宮 本 ともみ	岩手大学人文社会科学部教授	委員長

2 事務局

氏 名	職 名	備 考
すがわら かずひこ 菅原 和彦	会計管理者兼出納局長	
さとう とおる 佐藤 亨	出納局指導審査課長	

第 13 回岩手県政府調達苦情検討委員会 議案説明要旨

各議案の改正趣旨は、次のとおり。

○ 議案第 1 号

「政府調達に関する苦情の処理手続」 5 - (6) 契約締結又は契約執行の停止要請について、申立ての受理又は却下に関係なく行わなければならない規定になっているが、申立てを受理した場合に行うよう改正することを求めようとするもの。

○ 議案第 2 号

「政府調達に関する苦情の処理手続細則」に定める公表事項の苦情申立人を「匿名も可」としていることについて、県報の表記に準じて「非公表も可」と改正することを求めようとするもの。

○ 議案第 3 号

「苦情申立てを受理した場合の公示方法について」に定める公示項目及び公示例文中、事務局の表記「岩手県出納局総務課」を「岩手県出納局」に、発信人の表記「岩手県政府調達苦情検討委員会」を「岩手県政府調達苦情検討委員会委員長」に、その他所要の改正をしようとするもの。

○ 議案第 4 号

「苦情の処理手続における様式について」に定める様式 1 について、苦情の内容を具体的に記述できるよう、また、その他所要の改正をしようとするもの。

○ 議案第 5 号

「委員会の文書番号、文書記号及び印について」に定める外部に発する文書に押印する印について、現行の委員会の印を、委員長の印に改正しようとするもの。

○ 議案第 6 号

「傍聴要領」 1 - (1) 傍聴希望者に会場受付で氏名を及び住所を記入させることについて、「審議会等の会議の公開に関する指針の運用について(平成 11 年 3 月 31 日制定。総務部法務学事課私学・情報公開課所管)」が平成 23 年 4 月 1 日付で一部改正され、傍聴希望者に原則として氏名及び住所の記載を求めないこととなったことから、「会場受付で氏名及び住所を記入し、」を削除しようとするもの。

議案第1号

政府調達に関する苦情の処理手続の一部を次のとおり改正することを求めようとするもの。

平成23年6月2日提出

岩手県政府調達苦情検討委員会委員長 宮本ともみ

政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年岩手県告示第215号）の一部を次のとおり改正する。

改正前	改正後
<p>5 苦情の検討の手続</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 契約締結又は契約執行の停止</p> <p>ア 委員会は、原則として、契約締結に至る前の段階で<u>苦情申立てについては</u>、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を、<u>申立て後10日以内に速やかに</u>文書で行う。</p> <p>イ 委員会は、原則として、契約締結後10日以内に行われた<u>苦情申立てについては</u>、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約執行を停止すべきである旨の要請を速やかに文書で行う。</p> <p>ウ～オ [略]</p> <p>(7)～(9) [略]</p>	<p>5 苦情の検討の手続</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 契約締結又は契約執行の停止</p> <p>ア 委員会は、原則として、契約締結に至る前の段階で<u>苦情申立てを受理した場合には</u>、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を、速やかに文書で行う。</p> <p>イ 委員会は、原則として、契約締結後10日以内に行われた<u>苦情申立てを受理した場合には</u>、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約執行を停止すべきである旨の要請を速やかに文書で行う。</p> <p>ウ～オ [略]</p> <p>(7)～(9) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(施行期日)

本議案に係る改正について岩手県報に告示された日から施行する。

議案第2号

政府調達に関する苦情の処理手続細則の一部を次のとおり改正することを求めようとするもの。

平成23年6月2日提出

岩手県政府調達苦情検討委員会委員長 宮本ともみ

政府調達に関する苦情の処理手続細則（平成11年10月1日出納局長決裁）の一部を次のとおり改正する。

改正前	改正後
6 苦情の受付及び処理の状況の公表 (1)・(2) [略] (3) 公表事項 [略] ア・イ [略] ウ 苦情申立人 (<u>匿名</u> も可) エ～キ [略]	6 苦情の受付及び処理の状況の公表 (1)・(2) [略] (3) 公表事項 [略] ア・イ [略] ウ 苦情申立人 (<u>非公表</u> も可) エ～キ [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(施行期日)

本議案に係る改正について岩手県出納局長が決裁のうえ定める日から施行する。

議案第3号

苦情申立てを受理した場合の公示方法についての一部を次のとおり改正しようとするもの。

平成23年6月2日提出

岩手県政府調達苦情検討委員会委員長 宮本ともみ

苦情申立てを受理した場合の公示方法について（平成9年2月26日第2回委員会決定）の一部を次のとおり改正する。

改正前	改正後
1 公示方法 ① [略] ② 岩手県出納局 <u>総務課</u> 窓口での閲覧	1 公示方法 ① [略] ② 岩手県出納局窓口での閲覧
2 公示形式 [略] ① [略] ② 苦情申立人（ <u>匿名</u> も可） ③～⑤ [略]	2 公示形式 [略] ① [略] ② 苦情申立人（ <u>非公表</u> も可） ③～⑤ [略]
3 例文 別紙のとおり。	3 例文 別紙のとおり。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（施行期日）

本議案が可決された日から施行する。

苦情申立を受理した場合の公示方法について新旧対照表

現行	改正後
<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会公示第 号</p> <p style="text-align: center;">政府調達に関する苦情申立の受理について（公示）</p> <p>次の政府調達に関する苦情の申立を受理し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成8年岩手県告示第215号）に基づき苦情の検討を行うことを決定した。</p> <p>なお、本苦情処理手続への参加希望は、平成 年 月 日までの間、事務局（岩手県出納局総務課）で受け付ける。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会</p> <p>1 苦情の受付番号 岩検委受付第 号</p> <p>2 苦情申立人</p> <p>3 苦情に係る調達機関名及び調達物品名・サービス名</p> <p>4 苦情の概要</p>	<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会公示第 号</p> <p style="text-align: center;">政府調達に関する苦情申立の受理について（公示）</p> <p>次の政府調達に関する苦情の申立を受理し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成8年岩手県告示第215号）に基づき苦情の検討を行うことを決定した。</p> <p>なお、本苦情処理手続への参加希望は、平成 年 月 日までの間、事務局（岩手県出納局）で受け付ける。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会委員長 氏 名</p> <p>1 苦情の受付番号 岩検委受付第 号</p> <p>2 苦情申立人</p> <p>3 苦情に係る調達機関名及び調達物品名・サービス名</p> <p>4 苦情の概要</p>

議案第4号

苦情の処理手続における様式についての一部を次のとおり改正しようとするもの。

平成23年6月2日提出

岩手県政府調達苦情検討委員会委員長 宮本ともみ

苦情の処理手続における様式について（平成9年2月26日第2回委員会決定）の一部を次のとおり改正する。

改正前	改正後
(別添のとおり)	(別添のとおり)
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(施行期日)

本議案が可決された日から施行する。

苦情の処理手続における様式について新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>様式 1 (苦情申立書)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>岩手県政府調達苦情検討委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">(苦情申立人)</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">会社名</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名 印</p> <p style="text-align: right;">電話番号 FAX番号</p> <p style="text-align: right;">(担当者氏名)</p> <p>政府調達に関する苦情申立書</p> <p>「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成8年岩手県告示第215号)5(1)の規定に基づき、下記のとおり苦情を申し立てます。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>1 申立てに係る調達</p> <p>(1) 調達内容</p> <p>(2) 調達機関</p> <p>(3) 入札公告(公示)年月日</p> <p>2 <u>苦情の内容</u></p> <p>3 <u>調達機関への相談の有無</u></p> <p>(1) <u>有(いつ、どこに行いましたか。)</u></p> <p>(2) <u>無</u></p> <p>4 <u>苦情番号</u></p> <p><u>岩検委苦情第 号</u></p> <p>(注1) 1(2)の調達機関は、契約に関する事務を担当する部局又は地方公所を記入してください。</p> <p>(注2) 2の苦情の内容は、速やかな対応のためできるだけ具体的に記入し、また、内容等がわかる資料等があればできるだけ多く添付願います。</p> <p>(注3) 苦情番号は、この申立書を事務局(岩手県出納局総務課内)に提出した際、事務局で記入のうえ、この申立書の写しをお渡しします。</p>	<p>様式 1 (苦情申立書)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>岩手県政府調達苦情検討委員会 <u>委員長 様</u></p> <p style="text-align: right;">(苦情申立人)</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">会社名</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名 印</p> <p style="text-align: right;">電話番号 FAX番号</p> <p style="text-align: right;">(担当者氏名)</p> <p>政府調達に関する苦情申立書</p> <p>「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成8年岩手県告示第215号)5(1)の規定に基づき、下記のとおり苦情を申し立てます。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>1 申立てに係る調達</p> <p>(1) 調達内容</p> <p>(2) 調達機関</p> <p>(3) 入札公告(公示)年月日</p> <p>2 <u>苦情の原因となった事実を知った日</u></p> <p>3 <u>苦情申立ての趣旨</u></p> <p>4 <u>苦情申立ての理由</u></p> <p>5 <u>苦情申立てに係る調達機関との協議の有無及びその内容</u></p> <p>6 <u>苦情申立ての公表・公示等に当たっての匿名希望の有無</u></p> <p>7 <u>苦情番号</u></p> <p><u>岩検委苦情第 号</u></p>

苦情の処理手続における様式について新旧対照表

現行	改正後
	<p>(注1) 1(2)の調達機関は、契約に関する事務を担当する部局又は地方公所を記入してください。</p> <p>(注2) 3の苦情申立ての趣旨は、委員会に対して求める判断を記載してください。</p> <p>(注3) 4の苦情申立ての理由は、政府調達協定の規定の違反について具体的に記載するとともに、立証を要する事実で重要なもの及び証拠がある場合には、記載又は添付してください。</p> <p>(注4) 苦情番号は、この申立書を事務局（岩手県出納局内）に提出した際、事務局で入のうえ、この申立書の写しをお渡しします。</p>

苦情の処理手続における様式について新旧対照表

現行	改正後
<p>様式 2 (参加通知)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>岩手県政府調達苦情検討委員会 殿</p> <p>(参加者)</p> <p>郵便番号</p> <p>住所</p> <p>会社名</p> <p>代表者氏名 印</p> <p>電話番号 FAX番号</p> <p>(担当者氏名)</p> <p>政府調達に関する苦情処理手続参加通知</p> <p>「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成8年岩手県告示第215号)4(3)の規定に基づき、下記の苦情処理手続に参加を希望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 参加を希望する苦情の受付番号 岩検委受付第 号</p> <p>2 利害の内容</p> <p>(注1) 1の苦情の受付番号は、苦情申立ての受理公示に記載されています。なお、不明の場合は事務局(岩手県出納局総務課内)までお問い合わせください。</p> <p>(注2) 2の利害の内容は、当該調達にどのような利害をもっているのかできるだけ具体的に記入し、また、内容等がわかる資料等があればできるだけ多く添付願います。</p>	<p>様式 2 (参加通知)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>岩手県政府調達苦情検討委員会 <u>委員長 様</u></p> <p>(参加者)</p> <p>郵便番号</p> <p>住所</p> <p>会社名</p> <p>代表者氏名 印</p> <p>電話番号 FAX番号</p> <p>(担当者氏名)</p> <p>政府調達に関する苦情処理手続参加通知</p> <p>「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成8年岩手県告示第215号)4(3)の規定に基づき、下記の苦情処理手続に参加を希望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 参加を希望する苦情の受付番号 岩検委受付第 号</p> <p>2 利害の内容</p> <p>(注1) 1の苦情の受付番号は、苦情申立ての受理公示に記載されています。なお、不明の場合は事務局(岩手県出納局内)までお問い合わせください。</p> <p>(注2) 2の利害の内容は、当該調達にどのような利害をもっているのかできるだけ具体的に記入し、また、内容等がわかる資料等があればできるだけ多く添付願います。</p>

苦情の処理手続における様式について新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>様式 3 (迅速処理要請書)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>岩手県政府調達苦情検討委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">(苦情申立人)</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">会社名</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名 印</p> <p style="text-align: right;">電話番号 FAX番号</p> <p style="text-align: right;">(担当者氏名)</p> <p>政府調達に関する苦情処理手続参加通知</p> <p>下記 1 の苦情申立てについて、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成 8 年岩手県告示第 215 号) 7(1)の規定に基づき、下記 2 の理由により迅速処理を要請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 苦情の受付番号 岩検委受付第 号</p> <p>2 理由</p>	<p>様式 3 (迅速処理要請書)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>岩手県政府調達苦情検討委員会 <u>委員長 様</u></p> <p style="text-align: right;">(苦情申立人)</p> <p style="text-align: right;">郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">会社名</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名 印</p> <p style="text-align: right;">電話番号 FAX番号</p> <p style="text-align: right;">(担当者氏名)</p> <p>政府調達に関する苦情処理手続参加通知</p> <p>下記 1 の苦情申立てについて、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成 8 年岩手県告示第 215 号) 7(1)の規定に基づき、下記 2 の理由により迅速処理を要請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 苦情の受付番号 岩検委受付第 号</p> <p>2 理由</p>

苦情の処理手続における様式について新旧対照表

現行	改正後
<p>様式4（苦情申立書写し送付文）</p> <p style="text-align: center;">岩 検 委 第 号 平成 年 月 日</p> <p>（※関係調達機関名） 殿</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会</p> <p>政府調達に関する苦情申込書の写しについて（送付） 貴調達機関に係る特定調達契約について、当委員会に苦情が申し立てられたので、その写しを送付します。 なお、この申立を当委員会が受理したときは、その旨を直ちに文書で通知します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>【問い合わせ先】 事務担当：岩手県出納局総務課 電話：019(651)3111 内線</p> </div> <p>（注）関係調達機関名は、当該調達の契約に関する事務を担当する部局又は地方公所を記入すること。</p>	<p>様式4（苦情申立書写し送付文）</p> <p style="text-align: center;">岩 検 委 第 号 平成 年 月 日</p> <p>（※関係調達機関の長） 様</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会委員長 氏 _____ 名 _____</p> <p>政府調達に関する苦情申込書の写しについて（送付） 貴調達機関に係る特定調達契約について、当委員会に苦情が申し立てられたので、その写しを送付します。 なお、この申立を当委員会が受理したときは、その旨を直ちに文書で通知します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>【問い合わせ先】 事務担当：岩手県出納局 担当者 ○ ○ 電話：019(651)3111 内線</p> </div> <p>（注）関係調達機関名は、当該調達の契約に関する事務を担当する部局又は地方公所を記入すること。</p>

苦情の処理手続における様式について新旧対照表

現行	改正後
<p>様式 5 (却下通知)</p> <p style="text-align: center;">岩 検 委 第 号 平成 年 月 日</p> <p>(※関係調達機関名) 殿</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会</p> <p>政府調達に関する苦情申立書の写しについて(送付) 平成 年 月 日付けであなたから申し立てられた岩検委苦情第 号について、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成8年岩手県告示第215号)5(2)の規定に基づき、次の理由により却下しましたので通知します。</p> <p>理由:(※下記のア～オから該当するものを記入)</p> <p>ア 遅れて申立が行われたため イ 申立の内容が協定と無関係なため ウ 申立の内容が軽微(無意味)なため エ あなた(苦情申立人)が供給者でないため オ 当委員会による検討が適当でないため</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>【問い合わせ先】</p> <p>事務担当：岩手県出納局総務課</p> <p>電話：019(651)3111 内線</p> </div>	<p>様式 5 (却下通知)</p> <p style="text-align: center;">岩 検 委 第 号 平成 年 月 日</p> <p>(※関係調達機関の長) 様</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会委員長 氏 名</p> <p>政府調達に関する苦情申立書の写しについて(送付) 平成 年 月 日付けであなたから申し立てられた岩検委苦情第 号について、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成8年岩手県告示第215号)5(2)の規定に基づき、次の理由により却下しましたので通知します。</p> <p>理由:(※下記のア～オから該当するものを記入)</p> <p>ア 遅れて申立が行われたため イ 申立の内容が協定と無関係なため ウ 申立の内容が軽微(無意味)なため エ あなた(苦情申立人)が供給者でないため オ 当委員会による検討が適当でないため</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>【問い合わせ先】</p> <p>事務担当：岩手県出納局 担当者 ○○</p> <p>電話：019(651)3111 内線</p> </div>

苦情の処理手続における様式について新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>様式 6 の 1 (申立人宛受理通知)</p> <p style="text-align: center;">岩 検 委 第 号 平成 年 月 日</p> <p>(※ 苦情申立人名) 様</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会</p> <p>政府調達に関する苦情申込の受理について (通知) 平成 年 月 日付けであなたから申し立てられた岩検委苦情第 号について、当委員会は下記のとおりこれを受理しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">苦情の受付番号 岩検委受付第 号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>【 問 い 合 わ せ 先 】 事務担当：岩手県出納局 <u>総務課</u> 電話：019(651)3111 内線</p> </div>	<p>様式 6 の 1 (申立人宛受理通知)</p> <p style="text-align: center;">岩 検 委 第 号 平成 年 月 日</p> <p>(※ 苦情申立人名) 様</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会 <u>委員長 氏 名</u></p> <p>政府調達に関する苦情申込の受理について (通知) 平成 年 月 日付けであなたから申し立てられた岩検委苦情第 号について、当委員会は下記のとおりこれを受理しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">苦情の受付番号 岩検委受付第 号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>【 問 い 合 わ せ 先 】 事務担当：岩手県出納局 <u>担当者</u> ○ ○ 電話 ☐：019(651)3111 内線</p> </div>

苦情の処理手続における様式について新旧対照表

現行	改正後
<p>様式 6 の 2 (調達機関宛受理通知)</p> <p style="text-align: center;">岩 検 委 第 号 平成 年 月 日</p> <p>(※ 関係調達機関名) 様</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会</p> <p>政府調達に関する苦情申込の受理について (通知)</p> <p>平成 年 月 日付け岩検委苦情第 号により写しを送付した貴調達機関に係る特定調達契約に関する苦情申立てについて、当委員会はこれを受理しましたので通知します。(受付番号 岩検委受付第 号。)</p> <p>なお、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成 8 年岩手県告示第 215 号) 5 (9) の規定に基づき、平成 年 月 日まで (※ 写しを送付された後 14 日以内) に、下記の事項を含む苦情に係る調達に関する報告書を当委員会に提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該苦情に係る調達に関する仕様書、その一部を含む入札書類その他の文書 2 関連する事実、判明した事実並びに関係調達機関の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項のすべてに答えている説明文 3 苦情を解決する上で必要となり得る追加的事項又は情報 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>【問い合わせ先】 事務担当：岩手県出納局総務課 電話：019(651)3111 内線</p> </div> <p>(注) 関係調達機関名は、当該調達の契約に関する事務を担当する部局又は地方公所を記入すること。</p>	<p>様式 6 の 2 (調達機関宛受理通知)</p> <p style="text-align: center;">岩 検 委 第 号 平成 年 月 日</p> <p>(※ 関係調達機関の長) 様</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会委員長 氏 名</p> <p>政府調達に関する苦情申込の受理について (通知)</p> <p>平成 年 月 日付け岩検委苦情第 号により写しを送付した貴調達機関に係る特定調達契約に関する苦情申立てについて、当委員会はこれを受理しましたので通知します。(受付番号 岩検委受付第 号。)</p> <p>なお、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成 8 年岩手県告示第 215 号) 5 (9) の規定に基づき、平成 年 月 日まで (※ 写しを送付された後 14 日以内) に、下記の事項を含む苦情に係る調達に関する報告書を当委員会に提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該苦情に係る調達に関する仕様書、その一部を含む入札書類その他の文書 2 関連する事実、判明した事実並びに関係調達機関の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項のすべてに答えている説明文 3 苦情を解決する上で必要となり得る追加的事項又は情報 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>【問い合わせ先】 事務担当：岩手県出納局 担当者 ○ ○ 電話：019(651)3111 内線</p> </div> <p>(注) 関係調達機関名は、当該調達の契約に関する事務を担当する部局又は地方公所を記入すること。</p>

苦情の処理手続における様式について新旧対照表

現行	改正後
<p>様式 7 (契約締結 <u>延期</u> 要請書)</p> <p style="text-align: center;">岩 検 委 第 号 平成 年 月 日</p> <p>(※ 関係調達機関名) 殿</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会</p> <p>苦情申立てに係る契約締結の停止について (要請)</p> <p>下記苦情申立てに係る特定調達契約について、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成 8 年岩手県告示第 215 号) 5 (6) アの規定に基づき、当委員会による苦情処理に係る期間内は当該契約の締結を停止するよう要請します。</p> <p>なお、緊急かつやむを得ない状況にあるため、又は公益上の理由があるため、本要請に従うことができないと判断したときは、その理由を付して直ちに当委員会に文書で通知してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">苦情の受付番号 岩検委受付第 号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>【問い合わせ先】 事務担当：岩手県出納局 <u>総務課</u> 電話：019(651)3111 内線</p> </div> <p>(注) 関係調達機関名は、当該調達の契約に関する事務を担当する部局又は地方公所を記入すること。</p>	<p>様式 7 (契約締結の <u>停止</u> 要請書)</p> <p style="text-align: center;">岩 検 委 第 号 平成 年 月 日</p> <p>(※ 関係調達機関の <u>長</u>) 様</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会 <u>委員長</u> 氏 名</p> <p>苦情申立てに係る契約締結の停止について (要請)</p> <p>下記苦情申立てに係る特定調達契約について、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成 8 年岩手県告示第 215 号) 5 (6) アの規定に基づき、当委員会による苦情処理に係る期間内は当該契約の締結を停止するよう要請します。</p> <p>なお、緊急かつやむを得ない状況にあるため、又は公益上の理由があるため、本要請に従うことができないと判断したときは、その理由を付して直ちに当委員会に文書で通知してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">苦情の受付番号 岩検委受付第 号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>【問い合わせ先】 事務担当：岩手県出納局 担当者 <u>〇〇</u> 電話：019(651)3111 内線</p> </div> <p>(注) 関係調達機関名は、当該調達の契約に関する事務を担当する部局又は地方公所を記入すること。</p>

苦情の処理手続における様式について新旧対照表

現行	改正後
<p>様式 8 (契約執行停止要請書)</p> <p style="text-align: center;">岩 検 委 第 号 平成 年 月 日</p> <p>(※ 関係調達機関名) 殿</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会</p> <p>苦情申立てに係る契約執行の停止について (要請)</p> <p>下記苦情申立てに係る特定調達契約について、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成 8 年岩手県告示第 215 号) 5 (6)イの規定に基づき、当委員会による苦情処理に係る期間内は当該契約の執行を停止するよう要請します。</p> <p>なお、緊急かつやむを得ない状況にあるため、又は公益上の理由があるため、本要請に従うことができないと判断したときは、その理由を付して直ちに当委員会に文書で通知してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">苦情の受付番号 岩検委受付第 号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>【問い合わせ先】 事務担当：岩手県出納局総務課 電話：019(651)3111 内線</p> </div> <p>(注) 関係調達機関名は、当該調達の契約に関する事務を担当する部局又は地方公所を記入すること。</p>	<p>様式 8 (契約執行の停止要請書)</p> <p style="text-align: center;">岩 検 委 第 号 平成 年 月 日</p> <p>(※ 関係調達機関の長) 様</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会委員長 氏 名</p> <p>苦情申立てに係る契約執行の停止について (要請)</p> <p>下記苦情申立てに係る特定調達契約について、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成 8 年岩手県告示第 215 号) 5 (6)イの規定に基づき、当委員会による苦情処理に係る期間内は当該契約の執行を停止するよう要請します。</p> <p>なお、緊急かつやむを得ない状況にあるため、又は公益上の理由があるため、本要請に従うことができないと判断したときは、その理由を付して直ちに当委員会に文書で通知してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">苦情の受付番号 岩検委受付第 号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>【問い合わせ先】 事務担当：岩手県出納局 担当者 ○ ○ 電話：019(651)3111 内線</p> </div> <p>(注) 関係調達機関名は、当該調達の契約に関する事務を担当する部局又は地方公所を記入すること。</p>

苦情の処理手続における様式について新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>様式 9 (契約締結<u>延期</u>等の不要請決定通知)</p> <p style="text-align: center;">岩 検 委 第 号 平成 年 月 日</p> <p>(※ 苦情申立人名) 様</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会</p> <p>契約締結<u>延期</u> (※ 契約執行停止) の要請を行わないことを決定したこと について (通知)</p> <p>下記 1 の苦情申立てについて、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成 8 年岩手県告示第 215 号) 5 (6) ア (※ イ) の規定に基づく関係調達機関に対する契約締結<u>延期</u> (※ 契約執行停止) の要請を、下記 2 の理由により行わないことに決定しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 苦情の受付番号 岩検委受付第 号 2 理由</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【 問 い 合 わ せ 先 】 事務担当：岩手県出納局 <u>総務課</u> 電話：019(651)3111 内線</p> </div>	<p>様式 9 (契約締結の<u>停止</u>等の不要請決定通知)</p> <p style="text-align: center;">岩 検 委 第 号 平成 年 月 日</p> <p>(※ 苦情申立人名) 様</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会 <u>委員長 氏 名</u></p> <p>契約締結の<u>停止</u> (※ 契約執行の停止) の要請を行わないことを決定したこと について (通知)</p> <p>下記 1 の苦情申立てについて、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成 8 年岩手県告示第 215 号) 5 (6) ア (※ イ) の規定に基づく関係調達機関に対する契約締結の<u>停止</u> (※ 契約執行の停止) の要請を、下記 2 の理由により行わないことに決定しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 苦情の受付番号 岩検委受付第 号 2 理由</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【 問 い 合 わ せ 先 】 事務担当：岩手県出納局 <u>担当者</u> ○ ○ 電話：019(651)3111 内線</p> </div> <p>(注) 契約締結の停止又は契約執行の停止のうち、該当する方を表記すること。</p>

苦情の処理手続における様式について新旧対照表

現行	改正後
<p>様式 10 (委員会の要請に係る通知書写し送付文)</p> <p style="text-align: center;">岩 検 委 第 号 平成 年 月 日</p> <p>(※苦情申立人名) 様</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会</p> <p>契約締結<u>延期</u>(※契約執行停止)の要請に係る関係調達機関からの文書の写しについて(送付)</p> <p>下記の苦情申立てについて、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成8年岩手県告示第215号)5(6)ア(※イ)の規定に基づき関係調達機関に対して契約締結<u>延期</u>(※契約執行停止)の要請を行いましたところ、この要請に従うことができないと判断した旨及びその理由が、関係調達機関から文書で通知されましたので、その写しを送付致します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">苦情の受付番号 岩検委受付第 号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【問い合わせ先】 事務担当：岩手県出納局 <u>総務課</u> 電話：019(651)3111 内線</p> </div>	<p>様式 10 (委員会の要請に係る通知書写し送付文)</p> <p style="text-align: center;">岩 検 委 第 号 平成 年 月 日</p> <p>(※苦情申立人名) 様</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会 <u>委員長</u> 氏 名</p> <p>契約締結の<u>停止</u>(※契約執行の停止)の要請に係る関係調達機関からの文書の写しについて(送付)</p> <p>下記の苦情申立てについて、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成8年岩手県告示第215号)5(6)ア(※イ)の規定に基づき関係調達機関に対して契約締結の<u>停止</u>(※契約執行停止)の要請を行いましたところ、この要請に従うことができないと判断した旨及びその理由が、関係調達機関から文書で通知されましたので、その写しを送付致します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">苦情の受付番号 岩検委受付第 号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【問い合わせ先】 事務担当：岩手県出納局 担当者 <u>〇〇</u> 電話：019(651)3111 内線</p> </div> <p>(注) 契約締結の停止又は契約執行の停止のうち、該当する方を表記すること。</p>

苦情の処理手続における様式について新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>様式 11（関係調達機関の報告書写し送付文）</p> <p style="text-align: right;">岩 検 委 第 号 平成 年 月 日</p> <p>（※苦情申立人名又は参加者名） 様</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会</p> <p>関係調達機関から提出された報告書の写しについて（送付）</p> <p>下記苦情申立てに係る調達について、関係調達機関から当委員会に報告書が提出されましたので、その写しを送付いたします。</p> <p>なお、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成 8 年岩手県告示第 215 号）5（9）イの規定に基づき、あなたはこの写しを受領した後 7 日以内に、意見又は当該報告書に基づき苦情の検討を希望する旨の要望を当委員会に提出することができることを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">苦情の受付番号 岩検委受付第 号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>【問い合わせ先】</p> <p>事務担当：岩手県出納局 <u>総務課</u></p> <p>電話：019(651)3111 内線</p> </div>	<p>様式 11（関係調達機関の報告書写し送付文）</p> <p style="text-align: right;">岩 検 委 第 号 平成 年 月 日</p> <p>（※苦情申立人名又は参加者名） 様</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会 <u>委員長 氏</u> 名</p> <p>関係調達機関から提出された報告書の写しについて（送付）</p> <p>下記苦情申立てに係る調達について、関係調達機関から当委員会に報告書が提出されましたので、その写しを送付いたします。</p> <p>なお、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成 8 年岩手県告示第 215 号）5（9）イの規定に基づき、あなたはこの写しを受領した後 7 日以内に、意見又は当該報告書に基づき苦情の検討を希望する旨の要望を当委員会に提出することができることを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">苦情の受付番号 岩検委受付第 号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; text-align: center;"> <p>【問い合わせ先】</p> <p>事務担当：岩手県出納局</p> <p style="text-align: right;">担当者 <u>〇〇</u></p> <p>電話：019(651)3111 内線</p> </div>

苦情の処理手続における様式について新旧対照表

現行	改正後
<p>様式 12 の 1 (申立人等宛迅速処理の適否通知)</p> <p style="text-align: right;">岩 検 委 第 号 平成 年 月 日</p> <p>(※苦情申立人名又は参加者名) 様</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会</p> <p>政府調達に関する苦情の迅速処理の適用について(通知)</p> <p>(※苦情申立人又は関係調達機関名) から迅速処理の要請があった下記の苦情申立てについて、検討の結果、当委員会は迅速処理を適用する(※しない)ことに決定しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">苦情の受付番号 岩検委受付第 号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【問い合わせ先】</p> <p>事務担当：岩手県出納局 <u>総務課</u></p> <p>電話：019(651)3111 内線</p> </div>	<p>様式 12 の 1 (申立人等宛迅速処理の適否通知)</p> <p style="text-align: right;">岩 検 委 第 号 平成 年 月 日</p> <p>(※苦情申立人名又は参加者名) 様</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会 <u>委員長 氏</u> 名</p> <p>政府調達に関する苦情の迅速処理の適用について(通知)</p> <p>(※苦情申立人又は関係調達機関の長) から迅速処理の要請があった下記の苦情申立てについて、検討の結果、当委員会は迅速処理を適用する(※しない)ことに決定しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">苦情の受付番号 岩検委受付第 号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【問い合わせ先】</p> <p>事務担当：岩手県出納局</p> <p style="text-align: right;">担当者 ○○</p> <p>電話：019(651)3111 内線</p> </div>

苦情の処理手続における様式について新旧対照表

現行	改正後
<p>様式 12 の 2 (関係調達機関宛迅速処理の適否通知)</p> <p style="text-align: right;">岩 検 委 第 号 平成 年 月 日</p> <p>(※関係調達機関名) 殿</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会</p> <p>政府調達に関する苦情の迅速処理の適用について (通知)</p> <p>(※苦情申立人名又は関係調達機関名) から迅速処理の要請があった下記の苦情申立てについて、検討の結果、当委員会は迅速処理を適用する (※しない) ことに決定しましたので通知します。</p> <p>(※適用する場合、以下の文章を加える。)</p> <p>なお、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成 8 年岩手県告示第 215 号) 5 (6) アの規定に基づき、この通知を受けた 6 作業日以内に同 5 (9) に定める報告書を当委員会に提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">苦情の受付番号 岩検委受付第 号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【問い合わせ先】</p> <p>事務担当：岩手県出納局総務課</p> <p>電話：019(651)3111 内線</p> </div>	<p>様式 12 の 2 (関係調達機関宛迅速処理の適否通知)</p> <p style="text-align: right;">岩 検 委 第 号 平成 年 月 日</p> <p>(※関係調達機関の長) 様</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会委員長 氏 名</p> <p>政府調達に関する苦情の迅速処理の適用について (通知)</p> <p>(※苦情申立人名又は関係調達機関の長) から迅速処理の要請があった下記の苦情申立てについて、検討の結果、当委員会は迅速処理を適用する (※しない) ことに決定しましたので通知します。</p> <p>(※適用する場合、以下の文章を加える。)</p> <p>なお、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成 8 年岩手県告示第 215 号) 5 (6) アの規定に基づき、この通知を受けた 6 作業日以内に同 5 (9) に定める報告書を当委員会に提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">苦情の受付番号 岩検委受付第 号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【問い合わせ先】</p> <p>事務担当：岩手県出納局</p> <p style="text-align: right;">担当者 ○ ○</p> <p>電話：019(651)3111 内線</p> </div>

苦情の処理手続における様式について新旧対照表

現行	改正後
<p>様式 13 の 1 (申立人等宛委員会検討結果の通知文)</p> <p style="text-align: center;">岩 検 委 第 号 平成 年 月 日</p> <p>(※ 苦情申立人名又は参加者名) 様</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会</p> <p>委員会が作成した報告書 (※ 及び提案書) について (送付) 下記の苦情申立てについて、当委員会の検討の結果の報告書 (※ 及び提案書) を作成しましたので、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成 8 年岩手県告示第 215 号) 6 (4) の規定に基づき送付いたします。</p> <p style="text-align: center;">記 苦情の受付番号 岩検委受付第 号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【問い合わせ先】 事務担当：岩手県出納局 <u>総務課</u> 電話：019(651)3111 内線</p> </div>	<p>様式 13 の 1 (申立人等宛委員会検討結果の通知文)</p> <p style="text-align: center;">岩 検 委 第 号 平成 年 月 日</p> <p>(※ 苦情申立人名又は参加者名) 様</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会 <u>委員長 氏</u> 名</p> <p>委員会が作成した報告書 (※ 及び提案書) について (送付) 下記の苦情申立てについて、当委員会の検討の結果の報告書 (※ 及び提案書) を作成しましたので、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成 8 年岩手県告示第 215 号) 6 (4) の規定に基づき送付いたします。</p> <p style="text-align: center;">記 苦情の受付番号 岩検委受付第 号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【問い合わせ先】 事務担当：岩手県出納局 担当者 <u>〇〇</u> 電話：019(651)3111 内線</p> </div>

苦情の処理手続における様式について新旧対照表

現行	改正後
<p>様式 13 の 2 (調達機関宛委員会検討結果の通知文)</p> <p style="text-align: right;">岩 検 委 第 号 平成 年 月 日</p> <p>(※関係調達機関名) 殿</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会</p> <p>委員会が作成した報告書(※及び提案書)について(送付)</p> <p>下記の苦情申立てについて、当委員会の検討の結果の報告書(※及び提案書)を作成しましたので、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成8年岩手県告示第215号)6(4)の規定に基づき送付いたします。</p> <p>(※なお、「政府調達に関する苦情の処理手続」6(5)の規定に基づき、関係調達機関の長は、この提案に従わないと判断した場合には、提案書を受領した後10日以内(公共事業に係る苦情申立てについては、60日以内)に理由を付して当委員会に報告しなければならないことを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">苦情の受付番号 岩検委受付第 号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>【問い合わせ先】 事務担当：岩手県出納局総務課 電話：019(651)3111 内線</p> </div> <p>(注) 関係調達機関名は、当該調達の契約に関する事務を担当する部局又は地方公所を記入すること。</p>	<p>様式 13 の 2 (調達機関宛委員会検討結果の通知文)</p> <p style="text-align: right;">岩 検 委 第 号 平成 年 月 日</p> <p>(※関係調達機関の長) 様</p> <p style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会委員長 氏 名</p> <p>委員会が作成した報告書(※及び提案書)について(送付)</p> <p>下記の苦情申立てについて、当委員会の検討の結果の報告書(※及び提案書)を作成しましたので、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成8年岩手県告示第215号)6(4)の規定に基づき送付いたします。</p> <p>(※なお、「政府調達に関する苦情の処理手続」6(5)の規定に基づき、関係調達機関の長は、この提案に従わないと判断した場合には、提案書を受領した後10日以内(公共事業に係る苦情申立てについては、60日以内)に理由を付して当委員会に報告しなければならないことを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">苦情の受付番号 岩検委受付第 号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>【問い合わせ先】 事務担当：岩手県出納局 担当者 ○○ 電話：019(651)3111 内線</p> </div> <p>(注) 関係調達機関名は、当該調達の契約に関する事務を担当する部局又は地方公所を記入すること。</p>

議案第5号

委員会の文書番号、文書記号及び印についての一部を次のとおり改正しようとするもの。

平成23年6月2日提出

岩手県政府調達苦情検討委員会委員長 宮本ともみ

委員会の文書番号、文書記号及び印について（平成9年2月26日第2回委員会決定）の一部を次のとおり改正する。

改正前	改正後								
<p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 委員会が委員会の外部に発する文書については<u>委員会</u>の印を押印するものとし、そのひな形及び寸法は、下記のとおりとする。</p> <p>ひな形 寸法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 岩 手 県 政 府 調 達 苦 情 検 討 委 員 会 之 印 </td> <td style="text-align: center; padding: 5px; vertical-align: middle;"> <u>27方</u> <u>ミリメートル</u> </td> </tr> </table>	岩 手 県 政 府 調 達 苦 情 検 討 委 員 会 之 印	<u>27方</u> <u>ミリメートル</u>	<p>(1)～(3) 【略】</p> <p>(4) 委員会が委員会の外部に発する文書については<u>委員長</u>の印を押印するものとする。</p> <p><u>(5) 委員会及び委員長の印は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">印刻文字</th> <th style="text-align: center;">大きさ (ミリメートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会之印</td> <td style="text-align: center;">方 27</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">岩手県政府調達苦情検討委員会委員長之印</td> <td style="text-align: center;">方 20</td> </tr> </tbody> </table>	印刻文字	大きさ (ミリメートル)	岩手県政府調達苦情検討委員会之印	方 27	岩手県政府調達苦情検討委員会委員長之印	方 20
岩 手 県 政 府 調 達 苦 情 検 討 委 員 会 之 印	<u>27方</u> <u>ミリメートル</u>								
印刻文字	大きさ (ミリメートル)								
岩手県政府調達苦情検討委員会之印	方 27								
岩手県政府調達苦情検討委員会委員長之印	方 20								
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>									

(施行期日)

本議案が可決された日から施行する。

議案第6号

傍聴要領の一部を次のとおり改正しようとするもの。

平成23年6月2日提出

岩手県政府調達苦情検討委員会委員長 宮本ともみ

傍聴要領（平成11年3月18日第4回委員会決定）の一部を次のとおり改正する。

改正前	改正後
<p>1 傍聴する場合の手続</p> <p>(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、<u>会場受付で氏名及び住所を記入し、委員会の委員長の許可を得た上で、事務局の指示に従って委員会の会場に入室してください。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>1 傍聴する場合の手続</p> <p>(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、<u>委員会の委員長の許可を得た上で、事務局の指示に従って委員会の会場に入室してください。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(施行期日)

本議案が可決された日から施行する。

平成22年度特定調達契約状況

【上段：件数(件)/下段：金額(円)】

部局等名	調達種別				総計
	1 物品等	2 建設工事	3 建築等サービス	4 その他	
01秘書広報室	0	0	0	2	2
	0	0	0	213,072,972	213,072,972
02政策地域部	0	0	0	1	1
	0	0	0	53,550,000	53,550,000
03環境生活部	0	0	0	16	16
	0	0	0	4,965,860,100	4,965,860,100
04保健福祉部	1	0	0	1	2
	89,050,836	0	0	186,900,000	275,950,836
05商工労働観光部	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
06農林水産部	0	0	0	2	2
	0	0	0	106,575,000	106,575,000
07県土整備部	1	0	0	0	1
	41,265,000	0	0	0	41,265,000
08総務部	1	0	0	6	7
	95,235,000	0	0	984,879,000	1,080,114,000
09出納局	9	0	0	0	9
	324,912,384	0	0	0	324,912,384
10教育委員会	0	0	0	4	4
	0	0	0	308,511,000	308,511,000
11医療局	20	0	0	6	26
	1,804,037,000	0	0	1,755,810,000	3,559,847,000
12企業局	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
13広域振興局	16	0	0	1	17
	429,844,814	0	0	28,171,500	458,016,314
14警察本部	4	0	0	4	8
	231,005,040	0	0	135,025,103	366,030,143
総計	52	0	0	43	95
	3,015,350,074	0	0	8,738,354,675	11,753,704,749

※ 単価契約による調達分（36件）は、予定数量を参考に、単価を乗じ括弧書きの金額を集計していること。

※ 再度公告入札をした調達分及び調達を見直した調達分（8件）は、件数に集計していないこと。

* 単価契約件数内訳

03 環境生活部	14
09 出納局	5
11 医療局	1
13 広域振興局	14
14 警察本部	2
総計	36

平成22年度予算に係る特定調達公示状況一覧表 (調達種別・部局等名 順)

No.	入札公告日	落札公告日	調達種別	調達内容	部局等名	担当部局	担当課名	落札等日	落札者	落札金額(円)	契約種別	随意契約理由等
1		H22. 8. 20	1 物品等	抗インフルエンザウイルス薬(タミフルカプセル75)	04保健福祉部	保健福祉部	保健福祉企画室	H22. 6. 15	中外製薬株式会社	89,050,836	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当
2	H22. 10. 1	H23. 1. 7	1 物品等	航空機牽引車 1台	07県土整備部	県土整備部	空港課	H22. 11. 10	株式会社JALUX	41,265,000	一般競争入札	
3	H22. 8. 13	H22. 12. 21	1 物品等	パーソナルコンピュータ及びディスプレイ 1,051台	08総務部	総務部	法務学事課	H22. 8. 31	太平工業株式会社	95,235,000	一般競争入札	
4	H22. 1. 29	H22. 4. 27	1 物品等	複写機の賃貸借及び保守(モノクロ複写機) 1式(モノクロ複写機(30≤ipm)4台 モノクロ複写機(40≤ipm)12台 モノクロ複写機(60≤ipm)14台 モノクロ複写機(70≤ipm)17台)	09出納局	出納局		H22. 3. 12	富士ゼロックス岩手株式会社	(11,257,974)	一般競争入札	複写片面1枚あたり0.819円
5	H21. 2. 3	H22. 4. 27	1 物品等	複写機の賃貸借及び保守(カラー複写機) 1式(カラー複写機(30≤ipm)6台)	09出納局	出納局		H22. 3. 12	富士ゼロックス岩手株式会社	(2,510,340)	一般競争入札	複写片面1枚あたりモノクロモード1.365円フルカラーモード7.560円
6	H22. 2. 12	H22. 5. 28	1 物品等	ハイオクガソリン JIS1号 約109,000ℓ	09出納局	出納局		H22. 3. 25	岩手県石油商業協同組合	(15,565,200)	一般競争入札	1ℓあたり142.800円
7	H22. 2. 12	H22. 5. 28	1 物品等	レギュラーガソリン JIS2号 約713,000ℓ	09出納局	出納局		H22. 3. 25	岩手県石油商業協同組合	(93,955,575)	一般競争入札	1ℓあたり131.775円
8	H22. 2. 12	H22. 5. 28	1 物品等	軽油 JIS1号 約81,000ℓ	09出納局	出納局		H22. 3. 25	岩手県石油商業協同組合	(8,885,295)	一般競争入札	1ℓあたり109.695円
9	H22. 4. 2	H22. 6. 25	1 物品等	岩手県立図書館図書情報システム 一式	09出納局	出納局		H22. 5. 14	株式会社アイシーエス	36,330,000	一般競争入札	
10	H22. 6. 15	H22. 8. 20	1 物品等	ロータリ除雪車 2.2m級 2台	09出納局	出納局		H22. 7. 26	株式会社KCMJ盛岡営業所	38,178,000	一般競争入札	
11	H22. 6. 29	H22. 9. 10	1 物品等	新生児代謝異常症MSスクリーニングシステム 一式	09出納局	出納局		H22. 8. 9	株式会社富士電業社	42,000,000	一般競争入札	
12	H22. 7. 30	H22. 10. 8	1 物品等	除雪グレーダ 4.0m級 3台	09出納局	出納局		H22. 9. 8	コマツ岩手株式会社	76,230,000	一般競争入札	
13	H22. 2. 9	H22. 4. 23	1 物品等	A重油 JIS1種2号 約10,320kℓ	11医療局	医療局	業務課	H22. 3. 25	岩手県石油商業協同組合	(655,578,000)	一般競争入札	1ℓあたり63.525円
14	H22. 6. 22	H22. 9. 3	1 物品等	超電導磁気共鳴断層撮影装置 一式	11医療局	医療局	業務支援課	H22. 8. 2	江渡商事株式会社	139,282,500	一般競争入札	
15	H22. 7. 23	H22. 10. 8	1 物品等	F P D搭載型X線透視撮影装置	11医療局	医療局	業務支援課	H22. 9. 10	江渡商事株式会社	26,428,500	一般競争入札	
16	H22. 7. 23	H22. 10. 8	1 物品等	F P D搭載型X線透視撮影装置 1式	11医療局	医療局	業務支援課	H22. 9. 10	共立医科器械株式会社	34,597,500	一般競争入札	
17	H22. 7. 23	H22. 10. 8	1 物品等	生理検査システム 1式	11医療局	医療局	業務支援課	H22. 9. 10	フクダ電子北東北販売株式会社	104,790,000	一般競争入札	
18	H22. 7. 27	H22. 10. 8	1 物品等	薬剤部支援システム 1式	11医療局	医療局	業務支援課	H22. 9. 13	共立医科器械株式会社	80,692,500	一般競争入札	
19	H22. 9. 17	H22. 12. 17	1 物品等	デスクトップ型パソコン及びディスプレイ 38台 ノート型パソコン 224台	11医療局	医療局	医事企画課	H22. 11. 5	株式会社アイシーエス	26,218,500	一般競争入札	

No.	入札公告日	落札公告日	調達種別	調達内容	部局等名	担当部局	担当課名	落札等日	落札者	落札金額 (円)	契約種別	随意契約理由等
20	H22. 10. 1	H22. 12. 10	1 物品等	文書・画像一元管理システム 1式	11医療局	医療局	業務支援課	H22. 11. 19	株式会社エムアンドエイチ	43, 470, 000	一般競争入札	
21	H22. 10. 1	H22. 12. 10	1 物品等	放射線情報システム 1式	11医療局	医療局	業務支援課	H22. 11. 19	共立医科器械株式会社	50, 400, 000	一般競争入札	
22	H22. 10. 12	H22. 12. 17	1 物品等	外科用X線装置 1式	11医療局	医療局	業務支援課	H22. 11. 30	丸木医科器械株式会社	33, 547, 500	一般競争入札	
23	H22. 11. 5	H23. 1. 28	1 物品等	総合カンファレンスシステム 1式	11医療局	医療局	業務支援課	H22. 12. 22	共立医科器械株式会社	69, 825, 000	一般競争入札	
24	H22. 11. 16		1 物品等	臨床検査システム 1式	11医療局	医療局	業務支援課	H22. 12. 28	株式会社南部医理科	35, 070, 000	一般競争入札	
25	H22. 11. 16		1 物品等	対外式衝撃波結石破砕装置 1式	11医療局	医療局	業務支援課	H22. 12. 28	共立医科器械株式会社	36, 645, 000	一般競争入札	
26	H22. 11. 26	H23. 2. 8	1 物品等	循環器用超音波診断装置 3式	11医療局	医療局	業務支援課	H23. 1. 5	共立医科器械株式会社	74, 025, 500	一般競争入札	
27	H22. 12. 14	H23. 2. 25	1 物品等	臨床検査システム 1式	11医療局	医療局	業務支援課	H23. 1. 27	株式会社イメージワン	43, 627, 500	一般競争入札	
28	H22. 12. 14	H23. 2. 25	1 物品等	診療情報統合システム 1式	11医療局	医療局	業務支援課	H23. 1. 27	株式会社イメージワン	54, 600, 000	一般競争入札	
29	H22. 12. 21	H23. 2. 25	1 物品等	画像保存管理システム 1式	11医療局	医療局	業務支援課	H23. 2. 4	共立医科器械株式会社	146, 874, 000	一般競争入札	
30	—	H23. 1. 28	1 物品等	洗浄滅菌装置 1式	11医療局	医療局	業務支援課	H22. 12. 22	共立医科器械株式会社	27, 457, 500	随意契約	地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第8号該当
31	—	H23. 2. 25	1 物品等	全身用X線CT装置 1式	11医療局	医療局	業務支援課	H23. 2. 4	コニカミノルタヘルスケア株式会社	81, 375, 000	随意契約	地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第8号該当
32	—	H23. 2. 25	1 物品等	手術用顕微鏡装置 1式	11医療局	医療局	業務支援課	H23. 2. 4	共立医科器械株式会社	39, 532, 500	随意契約	地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第8号該当
33	H22. 2. 5	H22. 5. 6	1 物品等	灯油 JIS1号 約288kℓ	13広域振興局	盛岡広域振興局	経営企画部	H22. 3. 17	岩手県石油商業協同組合	(20, 260, 800)	一般競争入札	1ℓあたり70. 350円
34	H22. 2. 5	H22. 5. 6	1 物品等	灯油 JIS1号 約545kℓ	13広域振興局	盛岡広域振興局	経営企画部	H22. 3. 17	岩手県石油商業協同組合	(41, 774, 250)	一般競争入札	1ℓあたり76. 650円
35	H22. 2. 5	H22. 5. 6	1 物品等	重油 JIS1種1号 約232kℓ	13広域振興局	盛岡広域振興局	経営企画部	H22. 3. 17	岩手県石油商業協同組合	(14, 738, 264)	一般競争入札	1ℓあたり63. 527円
36	H22. 2. 5	H22. 5. 6	1 物品等	重油 JIS1種1号 約266kℓ	13広域振興局	盛岡広域振興局	経営企画部	H22. 3. 17	岩手県石油商業協同組合	(18, 852, 750)	一般競争入札	1ℓあたり70. 875円
37	H22. 2. 5	H22. 5. 6	1 物品等	重油 JIS1種2号 約418kℓ	13広域振興局	盛岡広域振興局	経営企画部	H22. 3. 17	岩手県石油商業協同組合	(32, 259, 150)	一般競争入札	1ℓあたり77. 175円
38	H22. 2. 5	H22. 5. 6	1 物品等	重油 JIS1種2号 約307kℓ	13広域振興局	盛岡広域振興局	経営企画部	H22. 3. 17	岩手県石油商業協同組合	(21, 275, 100)	一般競争入札	1ℓあたり69. 300円
39	H22. 5. 25	H22. 8. 6	1 物品等	3次元CAD/CAMシステム 1式	13広域振興局	盛岡広域振興局	経営企画部	H22. 7. 5	株式会社リードコナン	31, 500, 000	一般競争入札	
40	H22. 7. 13	H22. 10. 12	1 物品等	除雪ドーザ [®] (16トン級・車輪式) 2台	13広域振興局	東北広域振興局	経営企画部	H22. 9. 8	株式会社KCMJ盛岡営業所	28, 980, 000	一般競争入札	

No.	入札公告日	落札公告日	調達種別	調達内容	部局等名	担当部局	担当課名	落札等日	落札者	落札金額（円）	契約種別	随意契約理由等
41	H22. 10. 1	H22. 12. 21	1 物品等	散布用塩（塩化ナトリウム）約2,350トン	13広域振興局	盛岡広域振興局	経営企画部	H22. 11. 10	日塩株式会社仙台営業所	(36,765,750)	一般競争入札	1トン当たり15,645円
42	H22. 10. 8	H22. 12. 21	1 物品等	凍結防止剤（塩化ナトリウム）約77,000袋（25kg/袋）	13広域振興局	県南広域振興局	総務部	H22. 11. 18	株式会社被害日本ソルト水沢営業所	(29,914,500)	一般競争入札	1袋（25kg入り）当たり388.50円
43	H22. 1. 29	H22. 5. 18	1 物品等	灯油 JIS1号 約282kℓ	13地方振興局	県南広域振興局	総務部	H22. 3. 12	岩手県石油商業協同組合	(22,503,600)	一般競争入札	1ℓあたり79.800円
44	H22. 1. 29	H22. 5. 18	1 物品等	灯油 JIS1号 約605kℓ	13地方振興局	県南広域振興局	総務部	H22. 3. 12	岩手県石油商業協同組合	(48,188,250)	一般競争入札	1ℓあたり76.650円
45	H22. 1. 29	H22. 5. 18	1 物品等	重油 JIS1種1号 約120kℓ	13地方振興局	県南広域振興局	総務部	H22. 3. 12	岩手県石油商業協同組合	(9,324,000)	一般競争入札	1ℓあたり77.700円
46	H22. 1. 29	H22. 5. 18	1 物品等	重油 JIS1種1号 約274kℓ	13地方振興局	県南広域振興局	総務部	H22. 3. 12	岩手県石油商業協同組合	(17,693,550)	一般競争入札	1ℓあたり64.575円
47	H22. 1. 29	H22. 5. 18	1 物品等	重油 JIS1種2号 約340kℓ	13地方振興局	県南広域振興局	総務部	H22. 3. 12	岩手県石油商業協同組合	(25,704,000)	一般競争入札	1ℓあたり75.600円
48	H22. 1. 29	H22. 5. 18	1 物品等	重油 JIS1種2号 約474kℓ	13地方振興局	県南広域振興局	総務部	H22. 3. 12	岩手県石油商業協同組合	(30,110,850)	一般競争入札	1ℓあたり63.525円
49	—	H22. 5. 25	1 物品等	IC運転免許証用カード基体（1箱300枚×3組入）	14警察本部	警察本部	警務部会計課	H22. 4. 1	株式会社DNPアイディーシステム	(130,500,720)	随意契約	特例政令第10条第1項第2号該当 1箱当たり517,860円
50	—	H22. 5. 25	1 物品等	IC運転免許証作成装置用リボンカセット（1箱2,000枚×1組入×7種）	14警察本部	警察本部	警務部会計課	H22. 4. 1	株式会社DNPアイディーシステム	(16,611,000)	随意契約	特例政令第10条第1項第2号該当 1箱当たり147,000円
51	H22. 7. 2	H22. 10. 8	1 物品等	岩手県警察WANシステム端末等賃貸借 一式	14警察本部	警察本部	警務部情報管理課	H22. 8. 20	東芝ファイナンス株式会社	42,691,320	一般競争入札	
52	H22. 7. 2	H22. 10. 8	1 物品等	岩手県警察グループウェアシステム機器賃貸借 一式	14警察本部	警察本部	警務部情報管理課	H22. 8. 20	株式会社アイシーエス	41,202,000	一般競争入札	
53	—	H22. 6. 1	4 その他	平成22年度及び平成23年度県政広報（電波媒体等）に係る企画、媒体制作・媒体制作監理等業務委託 一式	01秘書広報室	秘書広報室	広聴広報課	H22. 3. 29	株式会社東広社	102,508,980	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当
54	—	H22. 6. 11	4 その他	平成22年度及び平成23年度県政広報誌「いわてグラフ」に係る企画、媒体制作・媒体制作監理等業務委託 一式	01秘書広報室	秘書広報室	広聴広報課	H22. 5. 7	株式会社盛岡博報堂	110,563,992	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当
55	—	H22. 4. 20	4 その他	住民基本台帳ネットワークシステム運用保守業務 一式	02政策地域部	政策地域部	市町村課	H22. 3. 30	株式会社アイシーエス	53,550,000	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当
56	H22. 3. 2	H22. 5. 18	4 その他	平成22年度岩手・青森県境不法投棄現場廃棄物掘削・選別業務	03環境生活部	環境生活部	産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室	H22. 4. 13	日本国土開発株式会社・りんかい日産建設株式会社特定共同企業体	368,025,000	一般競争入札	
57	H22. 3. 5	H22. 5. 25	4 その他	岩手・青森県境不法投棄現場産業廃棄物（太平洋セメント処理）運搬①業務 産業廃棄物（汚泥）及び特別管理産業廃棄物（ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことにより有害な汚泥）（以下「汚泥」という。）約35,000tのうち約7,400t	03環境生活部	環境生活部	産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室	H22. 3. 29	岩手県南開発株式会社	(54,234,600)	一般競争入札	1トン当たり7,329円

No.	入札公告日	落札公告日	調達種別	調達内容	部局等名	担当部局	担当課名	落札等日	落札者	落札金額（円）	契約種別	随意契約理由等
58	H22.3.5	H22.5.25	4 その他	岩手・青森県境不法投棄現場産業廃棄物（太平洋セメント処理）運搬② 業務 汚泥 約35,000 tのうち約7,200 t	03環境生活部	環境生活部	産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室	H22.3.29	有限会社八紘カイハツ	(52,920,000)	一般競争入札	1トン当たり7,350円
59	H22.3.5	H22.5.25	4 その他	岩手・青森県境不法投棄現場産業廃棄物（太平洋セメント処理）運搬③ 業務 汚泥 約35,000 tのうち約7,000 t	03環境生活部	環境生活部	産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室	H22.3.29	日本通運株式会社	(52,773,000)	一般競争入札	1トン当たり7,539円
60	H22.3.5	H22.5.25	4 その他	岩手・青森県境不法投棄現場産業廃棄物（太平洋セメント処理）運搬④ 業務 汚泥 約35,000 tのうち約6,800 t	03環境生活部	環境生活部	産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室	H22.3.29	開発運輸株式会社	(52,122,000)	一般競争入札	1トン当たり7,665円
61	H22.3.5	H22.5.25	4 その他	岩手・青森県境不法投棄現場産業廃棄物（太平洋セメント処理）運搬⑤ 業務 汚泥 約35,000 tのうち約6,600 t	03環境生活部	環境生活部	産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室	H22.3.29	有限会社福田運送	(50,935,500)	一般競争入札	1トン当たり7,717.5円
62	—	H22.5.25	4 その他	岩手・青森県境不法投棄現場産業廃棄物（汚泥）処分業務 35,000トン	03環境生活部	環境生活部	産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室	H22.3.25	太平洋セメント株式会社	(679,875,000)	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当 産業廃棄物 塩素含有量3,000ppm以下の汚泥について 1トン当たり19,425円
63	—	H22.5.25	4 その他	岩手・青森県境不法投棄現場産業廃棄物（汚泥）処分業務 35,000トン	03環境生活部	環境生活部	産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室	H22.3.25	太平洋セメント株式会社	(918,750,000)	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当 特別管理産業廃棄物 塩素含有量3,000ppm以下の汚泥について 1トン当たり26,250円
64	—	H22.5.25	4 その他	岩手・青森県境不法投棄現場産業廃棄物（汚泥）処分業務 35,000トン	03環境生活部	環境生活部	産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室	H22.3.25	太平洋セメント株式会社	(999,600,000)	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当 特別管理産業廃棄物 塩素含有量3,000ppmを超える汚泥について 1トン当たり28,560円
65	—	H22.7.2	4 その他	岩手・青森県境不法投棄現場特別管理産業廃棄物（汚泥）処分業務 2,300トン	03環境生活部	環境生活部	産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室	H22.5.21	三菱マテリアル株式会社	(60,375,000)	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当 (1) 塩素含有量3,000ppm以下 1トン当たり25,200円 (2) 塩素含有量3,000ppmを超える 1トン当たり27,300円
66	—	H22.7.2	4 その他	岩手・青森県境不法投棄現場特別管理産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く汚泥）処分業務 3,500トン	03環境生活部	環境生活部	産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室	H22.5.21	三菱マテリアル株式会社	(62,475,000)	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当 塩素含有量3,000ppm以下 1トン当たり17,850円

No.	入札公告日	落札公告日	調達種別	調達内容	部局等名	担当部局	担当課名	落札等日	落札者	落札金額（円）	契約種別	随意契約理由等
67	—	H22.7.23	4 その他	岩手・青森県境不法投棄現場産業廃棄物（廃ブラリッチ汚泥）処分業務 1,700トン	03環境生活部	環境生活部	産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室	H22.6.11	盛岡・紫波地区環境施設組合	(49,300,000)	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当 1トン当たり29,000円
68	—	H22.7.23	4 その他	岩手・青森県境不法投棄現場特別管理産業廃棄物（高塩分汚泥）処分業務 2,000トン	03環境生活部	環境生活部	産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室	H22.6.23	いわて県北クリーン株式会社	(71,400,000)	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当 1トン当たり35,700円
69	—	H22.7.23	4 その他	岩手・青森県境不法投棄現場産業廃棄物（廃プラ・廃食品リッチ汚泥）処分業務 2,000トン	03環境生活部	環境生活部	産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室	H22.6.23	いわて県北クリーン株式会社	(65,100,000)	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当 1トン当たり32,550円
70	—	H22.7.23	4 その他	岩手・青森県境不法投棄現場産業廃棄物（高塩分汚泥等）処分業務 1,000トン	03環境生活部	環境生活部	産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室	H22.6.23	エコシステム秋田株式会社	(30,975,000)	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当 1トン当たり30,975円
71	H22.9.28	H23.1.7	4 その他	岩手・青森県境不法投棄現場（B、D、F、G、J、K及びO地区）土壌汚染除去業務及び岩手・青森県境不法投棄現場（B、D、F、G、J、K及びO地区）土壌汚染除去対策詳細調査・設計業務 一式	03環境生活部	環境生活部	産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室	H22.11.15	日本国土開発株式会社・三陸土建株式会社特定共同企業体	1,397,000,000	一般競争入札	
72	H22.8.6	H22.9.15	4 その他	岩手情報ネットワークシステム（テレビ会議）機器賃貸借 一式 岩手情報ネットワークシステム（テレビ会議）運用保守業務委託 一式	04保健福祉部	保健福祉部	保健福祉企画室	H22.9.15	東日本電信電話株式会社	186,900,000	一般競争入札	
73	—	H22.8.6	4 その他	漁業取締船「岩鷲」中間検査及び上架修理工事 一式	06農林水産部	農林水産部	漁業取締事務所	H22.6.8	有限会社釜石造船所	32,025,000	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当
74	—	H22.11.12	4 その他	漁業取締船「はやちね」定期検査及び上架修理工事 一式	06農林水産部	農林水産部	漁業取締事務所	H22.9.29	株式会社小鯖船舶工業	74,550,000	随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号該当
75	H22.1.29	H22.4.23	4 その他	県庁倉清掃及び冷暖房設備運転管理業務 1式	08総務部	総務部	管財課	H22.3.26	岩手県ビル管理事業共同組合	44,793,000	一般競争入札	
76	—	H22.4.16	4 その他	いわてデジタルマップ（岩手県統合型地理情報システム）保守管理業務委託 一式	08総務部	総務部	法務学事課	H22.3.25	株式会社アイシーエス	33,894,000	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当
77	—	H22.4.16	4 その他	岩手県オンライン・システム運営管理委託業務 一式	08総務部	総務部	法務学事課	H22.3.25	株式会社アイシーエス	547,092,000	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当
78	—	H22.4.16	4 その他	岩手県行政情報ネットワーク運営管理業務委託 一式	08総務部	総務部	法務学事課	H22.3.25	株式会社アイシーエス	254,205,000	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当
79	—	H22.4.16	4 その他	いわて情報ハイウェイ運用保守業務委託 一式	08総務部	総務部	法務学事課	H22.3.25	東日本電信電話株式会社	41,580,000	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当
80	—	H22.4.23	4 その他	平成22年度給与等電算処理業務委託一式	08総務部	総務部	総務事務センター	H22.4.1	株式会社アイシーエス	63,315,000	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当
81	—	H22.4.9	4 その他	岩手県立総合教育センター情報教育機器等賃貸借一式	10教育委員会	教育委員会	学校教育室	H22.3.25	東日本電信電話株式会社	47,628,000	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当
82	—	H22.4.23	4 その他	岩手県立図書館図書情報システム保守業務委託 一式	10教育委員会	教育委員会	生涯学習文化課	H22.3.30	株式会社アイシーエス	64,335,600	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当

No.	入札公告日	落札公告日	調達種別	調達内容	部局等名	担当部局	担当課名	落札等日	落札者	落札金額（円）	契約種別	随意契約理由等
83	—	H22. 4. 27	4 その他	いわて教育情報ネットワーク保守管理業務委託	10教育委員会	教育委員会	学校教育室	H22. 3. 26	東日本電信電話株式会社	91, 589, 400	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当
84	H22. 5. 14	H22. 8. 27	4 その他	岩手県立学校（21校）教育用コンピュータシステム及びその据付け、調整、保守等 一式	10教育委員会	教育委員会	教育企画室	H22. 6. 23	株式会社リードコナン	104, 958, 000	一般競争入札	
85	H22. 1. 15	H22. 4. 13	4 その他	岩手県立病院等清掃業務委託 1式	11医療局	医療局	業務課	H22. 2. 26	岩手県ビル管理事業共同組合	556, 290, 000	一般競争入札	
86	—	H22. 7. 9	4 その他	岩手県立中央病院第一期医療情報システム構築業務委託 一式	11医療局	医療局	医事企画課	H22. 5. 20	日本電気株式会社	651, 000, 000	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当
87	—	H23. 1. 21	4 その他	岩手県立中央病院第二期医療情報システム構築業務委託 一式	11医療局	医療局	医事企画課	H23. 12. 9	日本電気株式会社	40, 950, 000	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当
88	—	H22. 5. 7	4 その他	平成22年度岩手県立病院医療情報システム保守業務 一式	11医療局	医療局	医事企画課	H22. 3. 24	日本電気株式会社	115, 920, 000	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当
89	—	H22. 5. 7	4 その他	岩手県立病院医事ネットワークシステム等運営業務委託 一式	11医療局	医療局	医事企画課	H22. 3. 26	株式会社アイシーエス	99, 960, 000	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当
90	—	H22. 5. 18	4 その他	岩手県立病院医事ネットワークシステム整備機器賃貸借契約 一式	11医療局	医療局	医事企画課	H22. 3. 25	株式会社日立製作所	291, 690, 000	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当
91	H22. 8. 27	H22. 11. 5	4 その他	杜陵高校教務支援システム 一式	13広域振興局	盛岡広域振興局	経営企画部	H22. 10. 6	株式会社システムベース	28, 171, 500	一般競争入札	
92	H22. 8. 3	H22. 12. 17	4 その他	盛岡東警察署庁舎で使用する電気の供給	14警察本部	警察本部	警務部会計課	H22. 9. 24	株式会社エネット	33, 102, 105	一般競争入札	
93	H22. 8. 3	H22. 12. 17	4 その他	岩手県警察本部庁舎で使用する電気の供給	14警察本部	警察本部	警務部会計課	H22. 10. 13	東北電力株式会社	46, 434, 236	一般競争入札	
94	H22. 8. 27	H22. 12. 7	4 その他	岩手県警察交通統合情報管理システム機器賃貸借 一式	14警察本部	警察本部	警務部情報管理課	H22. 12. 7	東芝ファイナンス株式会社	40, 952, 520	一般競争入札	
95	H22. 10. 8	H22. 12. 24	4 その他	集合教育用運転シミュレータ賃貸借及び保守 一式	14警察本部	警察本部	警務部運転免許課	H22. 12. 2	三菱電機クレジット株式会社	14, 536, 242	一般競争入札	

平成23年度特定調達計画（平成23年2月調査）

報告第2号

【単位：件】

データの個数 / 特定調達契約内容 調達担当部局等	区分				総計
	1 物品等	2 建設工事	3 建築等サービス	4 その他	
01秘書広報室					0
02政策地域部				1	1
03環境生活部				11	11
04保健福祉部	1			3	4
05商工労働観光部					0
06農林水産部				1	1
07県土整備部	8				8
08総務部	1			7	8
09出納局	1				1
10教育委員会		1		2	3
11医療局	20			1	21
13広域振興局	2				2
14警察本部	1			3	4
総計	34	1	0	29	64

平成23年度特定調達計画一覧表（平成23年2月調査）

No.	区分	特定調達契約内容	契約予定年月	契約方法	随意契約の理由	調達担当部局等	契約担当課等
1	1 物品等	抗インフルエンザウイルス薬（タミフルカプセル75）	平成23年6月頃	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	04保健福祉部	保健福祉企画室
2	1 物品等	デアイシニングカー	平成23年7月	一般競争入札		07県土整備部	空港課
3	1 物品等	ロータリ除雪車 2.2m級（盛岡）	平成23年9月	一般競争入札		07県土整備部	道路環境課
4	1 物品等	除雪グレーダ 4.3m級（岩手）	平成23年9月	一般競争入札		07県土整備部	道路環境課
5	1 物品等	ロータリ除雪車 2.2m級（花巻）	平成23年9月	一般競争入札		07県土整備部	道路環境課
6	1 物品等	ロータリ除雪車 2.6m級（県北）	平成23年9月	一般競争入札		07県土整備部	県北広域振興局 土木部
7	1 物品等	除雪グレーダ 4.0m級（二戸）	平成23年9月	一般競争入札		07県土整備部	道路環境課
8	1 物品等	トンネル清掃車（宮古）	平成23年9月	一般競争入札		07県土整備部	道路環境課
9	1 物品等	凍結防止剤（塩化ナトリウム）（県南）	平成23年11月	一般競争入札		07県土整備部	県南広域振興局 土木部
10	1 物品等	パソコン	平成23年7月	一般競争入札		08総務部	法務学事課
11	1 物品等	自動車等燃料（ハイオクガソリン、レギュラーガソリン及び軽油）	平成23年4月	一般競争入札		09出納局	用品担当
12	1 物品等	暖房用等燃料（灯油及びA重油）	平成23年4月	一般競争入札		13広域振興局	盛岡地方振興局 企画総務部
13	1 物品等	暖房用等燃料（灯油及びA重油）	平成23年4月	一般競争入札		13広域振興局	県南広域振興局 総務部
14	1 物品等	対外式衝撃破碎装置	平成23年4月以降	一般競争入札		11医療局	業務支援課
15	1 物品等	移動型血管撮影装置Cアーム	平成23年4月以降	一般競争入札		11医療局	業務支援課

平成23年度特定調達計画一覧表（平成23年2月調査）

No.	区分	特定調達契約内容	契約予定年月	契約方法	随意契約の理由	調達担当部局等	契約担当課等
16	1 物品等	診断用X線テレビ装置	平成23年4月以降	一般競争入札		11医療局	業務支援課
17	1 物品等	診断用X線テレビ装置	平成23年4月以降	一般競争入札		11医療局	業務支援課
18	1 物品等	手術用顕微鏡システム	平成23年4月以降	一般競争入札		11医療局	業務支援課
19	1 物品等	パーサパルスホルミニウムヤグレーザーシステム	平成23年4月以降	一般競争入札		11医療局	業務支援課
20	1 物品等	データ処理装置	平成23年4月以降	一般競争入札		11医療局	業務支援課
21	1 物品等	全身用磁気共鳴断層撮影装置	平成23年4月以降	一般競争入札		11医療局	業務支援課
22	1 物品等	リニアックシステム	平成23年4月以降	一般競争入札		11医療局	業務支援課
23	1 物品等	CTシステム	平成23年4月以降	一般競争入札		11医療局	業務支援課
24	1 物品等	泌尿器科用X線テレビシステム	平成23年4月以降	一般競争入札		11医療局	業務支援課
25	1 物品等	高圧蒸気滅菌装置	平成23年4月以降	一般競争入札		11医療局	業務支援課
26	1 物品等	放射線情報管理システム	平成23年4月以降	一般競争入札		11医療局	業務支援課
27	1 物品等	診断用X線テレビ装置	平成23年4月以降	一般競争入札		11医療局	業務支援課
28	1 物品等	多目的X線TVシステム	平成23年4月以降	一般競争入札		11医療局	業務支援課
29	1 物品等	臨床検査データ処理システム	平成23年4月以降	一般競争入札		11医療局	業務支援課
30	1 物品等	放射線情報・レポート・画像配信システム	平成23年4月以降	一般競争入札		11医療局	業務支援課

平成23年度特定調達計画一覧表（平成23年2月調査）

No.	区分	特定調達契約内容	契約予定年月	契約方法	随意契約の理由	調達担当部局等	契約担当課等
31	1 物品等	眼科部門システム	平成23年4月以降	一般競争入札		11医療局	業務支援課
32	1 物品等	手術部支援システム	平成23年4月以降	一般競争入札		11医療局	業務支援課
33	1 物品等	A重油	平成23年4月以降	一般競争入札		11医療局	業務支援課
34	1 物品等	IC運転免許証用カード基体 IC運転免許証作成装置用リボンセット	平成23年4月	随意契約	特例政令第10条第1項 第2号	14警察本部	運転免許課
35	2 建設工事	多目的屋内練習施設等新築工事	未定	一般競争入札		10教育委員会	スポーツ健康課
36	4 その他	住民基本台帳ネットワークシステム運用 保守業務委託	平成23年4月	随意契約	特例政令第10条第1項 第1号	02政策地域部	市町村課
37	4 その他	岩手・青森県境不法投棄現場廃棄物掘削・選別業務	平成23年4月	一般競争入札		03環境生活部	産業廃棄物不法投棄 緊急特別対策室
38	4 その他	岩手・青森県境不法投棄現場特別管理産業廃棄物 (汚泥) 処分業務	平成23年4月	随意契約	特例政令第10条第1項 第1号該当	03環境生活部	産業廃棄物不法投棄 緊急特別対策室
39	4 その他	岩手・青森県境不法投棄現場特別管理産業廃棄物 (汚泥) 処分業務	平成23年5月	随意契約	特例政令第10条第1項 第1号該当	03環境生活部	産業廃棄物不法投棄 緊急特別対策室
40	4 その他	岩手・青森県境不法投棄現場特別管理産業廃棄物 (廃プラ・廃食品リフ汚泥) 処分業務	平成23年6月	随意契約	特例政令第10条第1項 第1号該当	03環境生活部	産業廃棄物不法投棄 緊急特別対策室
41	4 その他	岩手・青森県境不法投棄現場特別管理産業廃棄物 (高塩分汚泥) 処分業務	平成23年6月	随意契約	特例政令第10条第1項 第1号該当	03環境生活部	産業廃棄物不法投棄 緊急特別対策室
42	4 その他	岩手・青森県境不法投棄現場産業廃棄物（太平洋 セメント処理）運搬①業務	平成23年4月	一般競争入札		03環境生活部	産業廃棄物不法投棄 緊急特別対策室
43	4 その他	岩手・青森県境不法投棄現場産業廃棄物（太平洋 セメント処理）運搬②業務	平成23年4月	一般競争入札		03環境生活部	産業廃棄物不法投棄 緊急特別対策室
44	4 その他	岩手・青森県境不法投棄現場産業廃棄物（太平洋 セメント処理）運搬③業務	平成23年4月	一般競争入札		03環境生活部	産業廃棄物不法投棄 緊急特別対策室
45	4 その他	岩手・青森県境不法投棄現場産業廃棄物（太平洋 セメント処理）運搬④業務	平成23年4月	一般競争入札		03環境生活部	産業廃棄物不法投棄 緊急特別対策室

平成23年度特定調達計画一覧表（平成23年2月調査）

No.	区分	特定調達契約内容	契約予定年月	契約方法	随意契約の理由	調達担当部局等	契約担当課等
46	4 その他	岩手・青森県境不法投棄現場産業廃棄物（太平洋セメント処理）運搬⑤業務	平成23年4月	一般競争入札		03環境生活部	産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室
47	4 その他	岩手・青森県境不法投棄現場産業廃棄物（三菱マテリアル処理）運搬業務	平成23年5月	一般競争入札		03環境生活部	産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室
48	4 その他	超音波動画像伝送装置画像共有システム構築	平成23年8月	一般競争入札		04保健福祉部	医療推進課
49	4 その他	周産期医療情報ネットワークシステム「いはとーぶ」改修業務	平成23年6月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	04保健福祉部	医療推進課
50	4 その他	周産期医療情報用ネットワーク回線等整備	平成23年8月	一般競争入札		04保健福祉部	医療推進課
51	4 その他	漁業指導調査船（北上丸）上架修理（中間検査）	平成23年7月	一般競争入札		06農林水産部	水産技術センター
52	4 その他	給与計算等事務委託	平成23年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	08総務部	総務事務センター
53	4 その他	県庁舎清掃及び冷暖房設備運転管理業務	平成23年4月	一般競争入札		08総務部	管財課
54	4 その他	いわてデジタルマップ（岩手県統合型地理情報システム）保守管理業務委託	平成23年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	08総務部	法務学事課
55	4 その他	岩手県オンライン・システム運営管理委託業務	平成23年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	08総務部	法務学事課
56	4 その他	岩手県行政情報ネットワーク運営管理業務委託	平成23年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	08総務部	法務学事課
57	4 その他	いわて情報ハイウェイ運用保守業務委託	平成23年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	08総務部	法務学事課
58	4 その他	岩手県次期オンラインシステム構築業務委託	平成23年9月	一般競争入札		08総務部	法務学事課
59	4 その他	県立学校の教育用パソコンリース及び保守契約	平成23年6月	一般競争入札		10教育委員会	教育企画室
60	4 その他	いわて教育情報ネットワーク保守管理業務	平成23年4月	随意契約	特例政令第10条第1項第1号該当	10教育委員会	学校教育室

平成23年度特定調達計画一覧表（平成23年2月調査）

No.	区分	特定調達契約内容	契約予定年月	契約方法	随意契約の理由	調達担当部局等	契約担当課等
61	4 その他	岩手県立病院等清掃業務委託	平成23年4月	一般競争入札		11医療局	業務支援課
62	4 その他	岩手県警察自動車保有関係手続きワンストップサービスシステム機器賃貸借契約 (長期継続契約：6年)	平成23年5月	一般競争入札		14警察本部	情報管理課
63	4 その他	岩手県警察WANシステム端末等（平成24年1月整備）賃貸借契約 (長期継続契約：6年)	平成23年8月	一般競争入札		14警察本部	情報管理課
64	4 その他	岩手県警察放置駐車違反管理システム機器賃貸借契約 (長期継続契約：6年)	平成23年8月	一般競争入札		14警察本部	情報管理課

岩手県政府調達苦情検討委員会関係規程一覧表

番号	名 称	制定年月日
1	岩手県政府調達苦情検討委員会設置要綱	平成 8 年 3 月 5 日
2	政府調達に関する苦情の処理手続	平成 8 年 3 月 5 日
3	委員長の専決に関する事項について	平成 8 年 3 月 18 日
4	委員会の議事録について	平成 8 年 3 月 18 日
5	苦情申立てを受理した場合の公示方法について	平成 9 年 2 月 26 日
6	委員会の文書番号、文書記号及び印について	平成 9 年 2 月 26 日
7	苦情の処理手続における様式について	平成 9 年 2 月 26 日
8	会議の公開及び傍聴を認める定員について	平成 11 年 3 月 18 日
9	傍聴要領	平成 11 年 3 月 18 日
10	政府調達に関する苦情の処理手続細則	平成 11 年 10 月 1 日

岩手県政府調達苦情検討委員会設置要綱

平成8年3月5日岩手県告示第216号

〔沿革〕平成19年3月30日岩手県告示第290号改正

岩手県政府調達苦情検討委員会設置要綱を次のように定める。

岩手県政府調達苦情検討委員会設置要綱

(設置)

第1 県の機関が行う調達であつて、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」という。）の対象となる調達に係る供給者の苦情について、政府調達に関する処理手続（平成8年岩手県告示第215号）により、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、岩手県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織等)

第2 委員会は委員5人を持って組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札及び契約制度に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員長)

第4 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職を代理する。

(会議)

第5 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとする場合は、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。

第6 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、出納局において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

政府調達に関する苦情の処理手続

平成8年3月5日岩手県告示第215号

[沿革] 平成11年10月1日岩手県告示第814号、平成12年12月26日岩手県告示第935号改正

政府調達に関する協定の適用を受ける調達に関する苦情の処理手続を次のように定める。

政府調達に関する苦情の処理手続

1 岩手県政府調達苦情検討委員会

- (1) 岩手県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）は、苦情を文書で受理し、調達機関による当該苦情に係る調達のいかなる側面に関しても事実関係を調査し、調達機関に対する提案を行う。
- (2) 申し立てられた苦情に関して利害関係を持つと認められる委員は、当該苦情の検討に参加することができない。

2 苦情の申立て

- (1) 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号。以下「協定」という。）の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、委員会に対し、苦情を申し立てることができる。供給者が、協定の違反があると考える場合には、まず、当該調達を行った機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。
- (2) 供給者が協定の違反があると考え、調達機関に対し協議を行いたい旨申し出た場合にあつては、当該調達機関は当該供給者と速やかに協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。

3 期間

- (1) この処理手続において、日数の計算は、特に規定のない限り暦日による。
- (2) この処理手続において、「作業日」とは、県の休日（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日という。以下同じ。）でない日をいう。
- (3) この処理手続において、期間の初日は算入しない。
- (4) この処理手続において、期間の末日が県の休日に当たるときは、期間はその翌日に満了する。

4 参加者

- (1) 苦情の申立てがあつた場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つすべての供給者は、苦情処理手続に参加することができる。
- (2) 苦情の申立てがあつた場合、当該苦情に係る調達を行った機関（以下「関係調達機関」という。）は、苦情処理手続に参加しなければならない。
- (3) 苦情の申立てがあつた場合、当該苦情に係る調達に利害関係を持つ供給者であつて当該苦情処理手続に参加を希望するものは、5(5)に定める公示後5日以内に参加の意思を委員会に通知しなければならない。当該供給者であつて通知を行ったもの（以下「参加者」という。）は、この処理手続の適用を受ける。
- (4) (3)の規定による参加の通知は、いつでも取り下げることができる。

5 苦情の検討の手続

- (1) 供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、委員会へ苦情を申し立てることができる。委員会は、苦情の申立てのあった後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。
- (2) 委員会は、原則として、申立て後7作業日以内に苦情について検討し、次のいずれかに該当する場合には、書面により理由を付して却下することができる。
 - ア 遅れて申立てが行われた場合
 - イ 協定と無関係な場合
 - ウ 軽微な、又は無意味な場合
 - エ 供給者からの申立てでない場合
 - オ その他委員会による検討が適当でない場合
- (3) 関係調達機関は、申し立てられた苦情が却下されるべきと判断する場合には、理由を付して却下すべき旨を委員会に対し書面により申し出ることができる。
- (4) 委員会は、苦情の申立てが遅れて行われても、正当な理由があると認める場合には当該申立てを受理することができる。
- (5) 委員会は、苦情が正当に申し立てられたと認め、申立てを受理した場合には、当該苦情を申し立てた者（以下「苦情申立人」という。）及び関係調達機関に対しその旨を直ちに文書で通知するとともに、委員長の定めるところにより公示を行う。
- (6) 契約締結又は契約執行の停止
 - ア 委員会は、原則として、契約締結に至る前の段階での苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約を締結すべきでない旨の要請を、申立て後10日以内に速やかに文書で行う。
 - イ 委員会は、原則として、契約締結後10日以内に行われた苦情申立てについては、関係調達機関に対し苦情処理に係る期間内は契約執行を停止すべきである旨の要請を速やかに文書で行う。
 - ウ 委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあるため、契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を関係調達機関に対して行わないと決定した場合には、その旨を理由とともに直ちに苦情申立人に文書で通知する。
 - エ 関係調達機関は委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請を受けた場合には、速やかにこれに従う。ただし、当該関係調達機関の長が緊急かつやむを得ない状況にあるため、機関として委員会の要請に従うことができないと判断し、かつ、その旨を理由とともに直ちに委員会に文書で通知する場合は、この限りでない。
 - オ エただし書きの場合において、委員会は直ちに当該文書の写しを苦情申立人に送付する。
- (7) 検討
 - ア 委員会は、苦情申立人及び関係調達機関に対し説明、主張、文書の提出等を求め、これに基づき、苦情についての検討を行う。
 - イ 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合を除き、アに規定する説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。

- ウ 委員会は、アに規定する説明、主張、文書の提出等が、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に当該説明、主張、文書の提出等をさせることができる。この場合においては、何人も、その説明、主張、文書等の開示を求めることができない。
- エ 委員会は、受理した苦情に係る調達に関して裁判所に対し訴えが提起された場合であっても、当該訴えにかかわらず、本処理手続の定めるところにより苦情についての検討を行う。
- オ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会が検討の結果をとりまとめる前に、委員会に出席し、意見を述べることができる。
- カ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、弁護士又は委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。
- キ カの承認は、いつでも取り消すことができる。
- ク 代理人の権限は、書面をもって証明しなければならない。
- ケ 代理人が2人以上あるときは、各人が本人を代理する。
- コ 苦情申立人、参加者、関係調達機関及び代理人は、委員会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。
- サ コの承認は、いつでも取り消すことができる。
- シ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、当該苦情の申立てに関して開催される委員会における互いの陳述を傍聴することができる。ただし、委員会が傍聴が適当でない判断する場合は、この限りでない。
- ス 委員会は、苦情申立人、参加者若しくは関係調達機関の求めにより、又は委員会の判断により、証人を出席させることができる。
- セ 苦情申立人、参加者及び関係調達機関は、委員会において自らの行う意見又は報告の陳述を公開するよう求めることができる。
- ソ 委員会は、苦情申立人若しくは関係調達機関の要請により、又は委員会自らの発意により、苦情の内容について公聴会を開くことができる。
- タ 委員会は、必要に応じ、検討の対象となる調達に関し識見をもつ技術者等より意見を聴くことができる。この場合において、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を持つ者であってはならない。
- (8) (1)による苦情申立ては、いつでも取り下げることができる。
- (9) 関係調達機関の報告書
- ア 関係調達機関は、申し立てられた苦情が委員会に受理された場合、当該苦情の写しが当該関係調達機関に送付された後14日以内に、委員会に対し以下の事項を含む苦情に係る調達に関する報告書を提出しなければならない。
- (ア) 当該苦情に係る調達に関連する仕様書、その一部を含む入札書類その他の文書
- (イ) 関連する事実、判明した事実並びに関係調達機関の行為及び提案を明記し、かつ、苦情事項のすべてに答えている説明文
- (ウ) 苦情を解決する上で必要となり得る追加的事項又は情報
- イ 委員会は、アに定める報告書を受領した後直ちに苦情申立人及び参加者に対し、当該報告書の写しを送付するとともに、当該写しを受領した後7日以内に、委員会に意見又は当該報

告書に基づき苦情の検討を希望する旨の要望を提出する機会を与える。委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちにその写しを関係調達機関に送付する。

ウ 委員会は、供給者の営業上の秘密、製造過程、知的財産、その他供給者が提出した商業上の秘密情報を第三者に開示しない。

6 検討の結果及び提案

(1) 委員会は、苦情が申し立てられた後90日以内（公共事業に係る苦情申立てについては、50日以内）に、検討の結果の報告書を文書で作成する。委員会は、当該報告書において、検討の結果の根拠に関する説明とともに、苦情の全部又は一部を認めるか否かを明らかにするとともに、調達の手続が協定の規定に反して行われたものか否かを明らかにする。

(2) 委員会は、協定に定める措置が実施されていないと認める場合には、以下の一又は二以上を含む適切な是正策を提案するため、報告書とともに提案書を文書で作成する。

ア 新たな調達手続を行う。

イ 調達条件は変えず、再度調達を行う。

ウ 調達を再審査する。

エ 他の供給者を契約締結者とする。

オ 契約を破棄する。

(3) 委員会は、検討の結果及び提案を作成するに当たり、調達手続における瑕疵の程度、全部又は一部の供給者に与えた不利益な影響の程度、協定の趣旨の阻害の程度、苦情申立人及び関係調達機関の誠意、当該調達に係る契約の履行の程度、当該提案が調達機関に与える負担、調達の緊急性及び調達機関の業務に対する影響等、当該調達に関する状況を考慮するものとする。

(4) 委員会は、報告書及び提案書を作成した後直ちに苦情申立人、関係調達機関及び参加者に送付する。

(5) 関係調達機関は、原則として、当該関係調達機関自身の決定として、正当に申し立てられた苦情に係る委員会の提案に従うものとする。関係調達機関は、提案に従わないとの判断を行った場合には、提案書を受領した後10日以内（公共事業に係る苦情申立てについては、60日以内）に理由を付して委員会に報告しなければならない。

(6) 委員会は、検討の結果及び提案に関する外部からの照会に応じる。

(7) 委員会は、申し立てられた苦情を検討する際に当該苦情に係る調達に関して法律に違反する不正又は行為の証拠を発見した場合には、適当な執行当局による措置を求めるため、当該当局に通報する。

7 迅速処理

(1) 委員会は、苦情申立人又は関係調達機関から文書で苦情の迅速な処理の要請があった場合には、この項に定める迅速処理の手続に従って苦情処理を行うか否かを決定する。

(2) 委員会は、迅速処理の要請を受領した後直ちに迅速処理を適用するか否かを決定し、苦情申立人、関係調達機関及び参加者に対しその旨を通知する。

(3) 迅速処理が適用される場合の期限及び手続は、次のとおりとする。

ア 関係調達機関は、委員会から迅速処理が適用される旨の通知を受けた後6作業日以内に、5(9)に定める報告書を委員会に提出する。委員会は、当該報告書を受領した後直ちに、苦情申立人及び参加者に対し、その写しを送付するとともに、当該写しを受領した後5日以内に、

委員会に意見又は当該文書に基づき事実判断を希望する旨の要望を提出する機会を与える。

委員会は、当該意見又は要望を受領した後直ちに、その写しを関係調達機関に送付する。

イ 委員会は、苦情が申し立てられた後 45 日以内（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情申し立てについては、25 日以内）に検討の結果の報告書及び提案書を文書で作成する。

8 苦情の受付及び処理の状況の公表

知事は、政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況を取りまとめ、その概要を定期的に公表する。

9 調達に係る文書の保存

調達機関は、苦情の処理手続に資するため、協定の対象となる調達を行った場合には、当該調達に係る契約の日から 3 年間（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る場合にあつては、5 年間）、当該調達に係る文書を保管しなければならない。

10 適用

(1) 協定に定める適用基準額の邦貨換算額については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 3 条第 1 項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額によるものとする。

(2) 本処理手続は、平成 8 年 1 月 1 日以降に申し立てられた苦情について適用する。

委員長の専決に関する事項について

平成8年3月18日
第1回委員会決定

[沿革] 平成11年3月18日第4回委員会改正

- (1) 委員長は委員会が決することとされている事項のうち次に掲げるものについては、委員会の議決を経ずに決することができる。
- ① 苦情申立ての受理及び却下
 - ② 関係調達機関に対する契約締結又は契約執行の停止の要請
 - ③ 苦情申立人及び関係調達機関の傍聴の不許可
 - ④ 証人の出席の許可
 - ⑤ 委員会の非公開
 - ⑥ 会議資料及び議事録の非公開
 - ⑦ 傍聴を求める定員の増員の決定
 - ⑧ 公聴会の開催
 - ⑨ 技術者等からの意見の聴取
 - ⑩ 迅速処理の手続の適用
- (2) 委員長は、(1)の専決をしたときは、当該専決の内容を直ちに他の委員に通知する。

委員会の議事録について

〔平成8年3月18日〕
〔第1回委員会決定〕

[沿革] 平成11年3月18日第4回委員会改正

政府調達苦情検討委員会の議事録については、以下のとおり定めるものとする。

- (1) 委員会においては、議事録を作成する。

苦情申立てを受理した場合の公示方法について

平成 9 年 2 月 26 日
第 2 回 委員会 決定

[沿革] 平成 12 年 3 月 16 日 第 5 回 委員会 改正

1 公示方法

岩手県政府調達苦情検討委員会は、苦情が正当に申立てられたと認め、申立てを受理した場合には、次の方法にて公示を行う。

- ① 岩手県庁前掲示板への掲示
- ② 岩手県出納局総務課窓口での閲覧
- ③ 県報への登載
- ④ 県のホームページへの掲載

2 公示形式

委員会は、苦情が正当に申立てられたと認め、申立てを受理した場合には、次の各号に該当する項目について公示を行う。

- ① 苦情の受付番号
- ② 苦情申立人（匿名も可）
- ③ 苦情に係る調達機関名及び調達物品名・サービス名
- ④ 苦情の概要
- ⑤ 苦情処理手続への参加を希望するものが委員会へ通知しなければならない期日

3 例文

別紙のとおり。

政府調達に関する苦情申立の受理について（公示）

次の政府調達に関する苦情の申立を受理し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成 8 年岩手県告示第 215 号）に基づき苦情の検討を行うことを決定した。

なお、本苦情処理手続への参加希望は、平成 年 月 日までの間、事務局（岩手県出納局総務課）で受け付ける。

平成 年 月 日

岩手県政府調達苦情検討委員会

- 1 苦情の受付番号
岩検委受付第 号
- 2 苦情申立人
- 3 苦情に係る調達機関名及び調達物品名・サービス名
- 4 苦情の概要

委員会の文書番号、文書記号及び印について

平成9年2月26日
第2回委員会決定

- (1) 委員会に申し立てられた苦情には、苦情番号を付するものとし、その番号は「岩検委苦情第 号」とする。
- (2) 委員会が受理した苦情申立てに係る文書については、受付番号を付すものとし、その記号は「岩検委受付第 号」とする。
- (3) 委員会が発する文書の記号は、「岩検委第 号」とする。
- (4) 委員会が委員会の外部に発する文書については委員会の印を押印するものとし、そのひな形及び寸法は、下記のとおりとする。

ひな形

寸法

岩	手	県	政
府	調	達	苦
情	検	討	委
員	会	之	印

27方ミリメートル

苦情の処理手続における様式について

平成 9 年 2 月 26 日

第 2 回委員会決定

[沿革] 平成 12 年 3 月 16 日第 5 回委員会改正

政府調達に関する苦情の処理手続における文書の様式を以下のとおり定めるものとする。

- (1) 供給者等の作成に係る文書関係
様式 1 から様式 3 (別紙)
- (2) 委員会の作成に係る文書関係
様式 4 から様式 13 の 2 (別紙)

【各様式の添付を省略し、一覧表を添付】

政府調達に関する苦情の処理手続様式一覧表

様式番号	名 称	手続該当箇所
様式 1	苦情申立書	5 (1)
様式 2	参加通知	4 (3)
様式 3	迅速処理要請書	7 (1)
様式 4	苦情申立書写し送付文	5 (1)
様式 5	却下通知	5 (2)
様式 6 の 1	申立人宛受理通知	5 (5)
様式 6 の 2	調達機関宛受理通知	5 (5)
様式 7	契約締結延期要請書	5 (6)ア
様式 8	契約執行停止要請書	5 (6)イ
様式 9	契約締結延期等の不要請決定通知	5 (6)ウ
様式 10	委員会の要請に係る通知書写し送付文	5 (6)オ
様式 11	関係調達機関の報告書写し送付文	5 (9)イ
様式 12 の 1	申立人等宛迅速処理の適否通知	7 (2)
様式 12 の 2	調達機関宛迅速処理の適否通知	7 (2)
様式 13 の 1	申立人等宛委員会検討結果の通知文	6 (4)
様式 13 の 2	調達機関宛委員会検討結果の通知文	6 (4)

会議の公開及び傍聴を認める定員について

〔平成11年3月18日〕
〔第4回委員会決定〕

1 会議は公開とする。

ただし、必要に応じて、委員会の決定により、非公開とすることができる。

2 傍聴定員は、10名とする。

ただし、必要に応じて、委員会の決定により、増員することができる。

傍 聴 要 領

平成 11 年 3 月 18 日
第 4 回 委 員 会 決 定

岩手県政府調達苦情検討委員会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、委員会の委員長の許可を得た上で、事務局の指示に従って委員会の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員会の委員長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

政府調達に関する苦情の処理手続細則

(平成 11 年 10 月 1 日)

[沿革] 平成 22 年 3 月 31 日出第 282 号改正

1 苦情の申立て

(1) 提供を行うことが可能であった者の定義

政府調達に関する苦情の処理手続（平成 8 年岩手県告示第 215 号。以下「手続」という。）2

(1)の「提供を行うことが可能であった者」とは、調達手続への参加に関心を有し、又は有していた者で、次に掲げる者を含む。

ア 入札に参加した者（提供を行った者を除く。）

(ア) 一般競争入札に参加した者

(イ) 指名競争入札に参加した者

(ウ) 随意契約の手続に何らかの対応をした者

イ 入札に参加する予定はあったが、参加しなかった者

(ア) 調達手続に違反があったため入札に参加しなかった者

(イ) 調達機関が指名競争入札又は随意契約を行ったため、参加できなかった者

(ウ) 入札参加資格審査手続において参加を認められなかった者

ウ 入札手続（随意契約を含む。）に間接的に参加する者

(2) 協議の終了

手続 2 (2)に基づく協議は、供給者、調達機関のいずれからも打ち切ることができる。

(3) 協議の期間の取扱い

手続 2 (2)に基づく協議終了の結果、苦情が解決に至らなかった場合には、協議に要した期間は苦情申立期間の進行が停止するものとし、その期間は苦情申立期間から除外する。

2 期間

(1) 県の休日の定義

県の休日とは、岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第 1 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。

3 参加者

(1) 参加の意思の通知

手続 4 (3)に基づく参加の意思は、参加の趣旨及び理由を明らかにした書面をもって通知しなければならない。

(2) 参加の通知の取下げ

ア 手続 4 (4)の規定に基づく取下げは、書面をもって行わなければならない。

イ 委員会は、手続 4 (4)の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

4 苦情の検討の手続

(1) 郵送に係る苦情申立ての期限

手続5(1)に基づく苦情申立ての書類が郵便により提出された場合には、その郵便物の通信日付印により表示された日（その表示がない場合又はその表示が明瞭でない場合には、その郵便物について通常要する郵送日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）に提出されたものとみなす。

(2) 7作業日の緩やかな解釈

手続5(2)に基づく苦情申立ての却下については、7日間では判断が困難なこともあり得るので、申立て後「7作業日」以内に却下することを基本原則とするが、個別事情に応じあくまで例外的措置として「申立て後7作業日」を経過した後に却下することができる。

(3) 誤った教示をした場合の救済

関係調達機関又は岩手県政府調達苦情検討委員会事務局が誤って所定の期間よりも長い期間を苦情申立期間として教示した場合であって、その教示された期間内に苦情申立てがされたときは、当該苦情は、所定の苦情申立期間に申し立てられたものとみなす。

(4) 苦情申立てを受理した場合の公示方法

手続5(5)の規定に基づく公示は、「苦情申立てを受理した場合の公示方法について」（平成9年2月26日岩手県政府調達苦情検討委員会決定）により行う。

(5) 調達機関の定義

調達機関とは、産品及びサービス又は公共事業等の調達を行う岩手県の機関（地方自治法に定める知事、委員会及びその他の機関に置かれる組織のうち、予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第1号に規定する部局、同条第2号に規定する地方公所（以下「予算規則の適用を受ける部局等」という。）、医療局財務規程（昭和51年医療局管理規程第6号）第2条に規定する本庁並びに病院（以下「医療局」という。）及び企業局組織規程（昭和43年企業局管理規程第3号）第2条に規定する本庁（以下「企業局」という。））とする。

(6) 調達機関の長の定義

調達機関の長とは、予算規則の適用を受ける部局等にあつては知事、医療局にあつては医療局長、企業局にあつては企業局長とする。（以下「知事等」という。）ただし、岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）、知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和41年訓令第29号）、議会事務局の職員で知事の補助機関である職員に併任されているものが処理すべき事務に関する規程（昭和41年訓令第30号）又は医療局長の権限に属する事務の委任に関する規程（昭和35年医療局管理規程第5号）に基づき、知事等よりその所掌に係る支出負担行為に関する事務権限が委任されている場合には、契約担当者を調達機関の長とみなす。

(7) 代理人についての承認の申請の方式等

ア 弁護士である代理人の権限を証明する手続5(7)クの書面には、代理人の所属する弁護士会の名称及び代理人の事務所を記載しなければならない。

イ 弁護士以外の者を代理人とすることにつき手続5(7)カの承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他代理人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

ウ イの書面には、代理人の権限を証明する手続5(7)クの書面を添付しなければならない。

(8) 補佐人についての承認の申請の方式

手続5(7)コの承認を求める場合には、その者の氏名、職業、当事者との関係その他補佐人として適当であるか否かを知るに足りる事項を記載した書面をもって行わなければならない。

(9) 利害関係を有する者の定義

手続5(7)タの「当該調達に関して実質的な利害関係を有する者」とは、当該調達過程に技術者、アドバイザー、建築士等として関与した者又は苦情申立人と縁故関係を含む人事上のつながりのある者をいう。

(10) 苦情申立ての取下げ

ア 手続5(8)の規定に基づく取下げは書面をもって行わなければならない。

イ 委員会は、手続5(8)の規定に基づく取下げがあった場合には、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(11) 関係調達機関の報告書の当事者以外への非公開

委員会は、苦情申立人及び参加者に対し、手続5(9)アの規定に基づく報告書の内容について当事者以外に公表しないように要請する。

(12) 商業上の秘密情報の定義

手続5(9)ウの「商業上の秘密情報」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないものをいう。

5 検討の結果及び提案

(1) 報告書への少数意見の記載

委員会は、手続6(1)に基づく報告書の作成に当たり、委員が少数意見の公表を求めた場合には、少数意見を報告書に付記することができる。

(2) 検討結果及び提案の公表について

手続6(1)及び6(2)の規定による報告書及び提案書の公表方法については、委員会が別に定める。

6 苦情の受付及び処理の状況の公表

(1) 公表方法

公表は、岩手県報に登載して行うものとする。

(2) 公表時期

知事は、四半期毎に苦情の受付及び処理の状況のとりまとめを行い、直ちにその概要を公表する。ただし、知事が必要と認める場合には、これ以外の時期にも公表することができる。

(3) 公表事項

公表する内容については、次の各号に該当する項目とする。

ア 苦情番号

イ 苦情申立日

ウ 苦情申立人（匿名も可）

エ 苦情に係る調達機関名及び調達物品名又はサービス名

オ 苦情の概要

カ 苦情処理状況の概要

キ その他必要な事項